

令和2年度

宗像市子どもの権利救済・回復活動報告書



イメージキャラクター
『ふくちゃん』

宗像市子どもの権利救済委員
むなかた子どもの権利相談室
「ハッピークローバー」

巻 頭 言

宗像市子どもの権利救済委員

栄留里美

令和2年度のハッピークローバーの活動についてご報告します。宗像市の皆様には、日ごろからハッピークローバーの活動にご理解とご協力をいただいています。そして、今年度も多くの子どもたちがハピクロに電話をしたり、お手紙相談をしてくださいました。改めてお礼を申し上げます。

新型コロナウイルスの影響で、学校が休校になって友達に会えなかったり、子どもたちが楽しみにしているイベントが中止になるなど、子どもたちにとっても我慢を強いられる日々が続きました。学校が休校になったことでネグレクトや虐待が増えるのではないかという心配もありました。今だからこそ、ハッピークローバーをもっと知ってもらい、相談しやすくすることが求められているのではないかと考えました。

子どもたちと直接会って周知することがコロナ禍ではできないため、校内放送やオンラインで教室とつないで相談員の顔なじみになってもらったり、お手紙相談を全小学校に配置するといった工夫をしていきました。相談員も1名増員しました。その甲斐あって、コロナ禍で学校へのアウトリーチ相談ができない中でも、たくさんの相談が寄せられました。一方、中高生の相談が比較的少ないという課題はあるため、今後SNSの相談等をはじめ体制を検討したいと考えています。

今年度もコロナの影響は続きそうです。国連子どもの権利委員会は「子どもの権利と新型コロナウイルス感染症」という文書を出しています。文化的・芸術的活動も大切にすること、学びの保障、栄養ある食事の確保、基本的サービスを止めないこと、より弱い状況の子どもに視点をおくこと、自由を奪われている子どもたちの権利、コロナの正しい情報提供、子どもの声を聴きながら進めることなどが書かれています。コロナ禍ではありますが、だからこそ子どもの権利がもっと知られ、大切にされるよう働きかけていく必要があると感じています。

ハピクロはこれからもみなさんの身近な相談窓口として、子どもの権利を守る砦として皆様と協力しながら、お役に立てるよう努力していきます。引き続き、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

も く じ

はじめに（巻頭言） 宗像市子どもの権利救済委員 栄留 里美

1 宗像市子どもの権利救済委員・むなかた子どもの権利相談室	
(1) 子どもの権利救済委員・権利相談室	1
(2) 組織	1
(3) 子どもの権利救済・回復のしくみ	3
2 子どもの権利救済・回復活動の概況	
(1) 相談活動の概況	5
(2) 救済申立て・発意件数	12
(3) 令和2年度の相談傾向	13
3 出張相談会の休止と「はびくろのお手紙相談」の実施	
(1) 新型コロナウイルス感染症の影響	14
(2) はびくろのお手紙相談	15
4 子どもの権利救済・回復活動の実際	
(1) 相談対応・調整活動の事例	17
(2) 救済申立て・発意	19
(3) 救済委員会議報告（一部抜粋）	21
5 広報・啓発活動	
(1) 活動概要	22
(2) リーフレット・カードの配布	23
(3) 「はびくろ通信」の発行	24
(4) 体罰防止のための活動	25
(5) 新型コロナウイルス感染拡大に伴うチラシ	26
(6) 小・中学校での啓発活動	26
(7) むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」についてのアンケート	27
(8) 宗像市「子どもフリーDay 2020」での講演会・活動報告	27
(9) 子どもの権利に関する図書館展示	27
(10) ふくおか子ども白書2021ー子どもの声で社会を変えるーの執筆	27
6 令和2年度の総括と令和3年度に向けて	
(1) 令和2年度の総括	28
(2) 令和3年度に向けて	30
7 子どもの権利救済委員からのメッセージ	
・ 救済委員としての8年間の活動を振り返って 代表救済委員 小坂 昌司	32
参考資料	
・ 令和2年度むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」についてのアンケート結果	33
・ 宗像市子ども基本条例と子ども施策	38
・ 宗像市子ども基本条例	42
・ 宗像市子ども基本条例施行規則	51
・ 令和2年度子どもの権利救済委員・相談員・事務局員名簿	60

1 宗像市子どもの権利救済委員・むなかた子どもの権利相談室

(1) 子どもの権利救済委員・権利相談室

宗像市子ども基本条例は、宗像の子ども一人ひとりに保障される権利の内容を明らかにし、市民に子どもの権利を守ることを求めています。

それを確実なものとするために、子どもの権利が侵害されたときに、子どもや関係者がそれを相談し、必要に応じて子どもの権利を回復するための機関として、子どもの権利救済委員制度と子どもの権利相談室（「ハッピークローバー」）を設けています。

子どもに関する公的な相談機関には様々なものがありますが、子どもの権利救済委員とハッピークローバーは、子どもの味方として、専ら子どもの最善の利益を目的に活動するために、他の機関と独立した第三者機関であることに特徴があります。

(2) 組織

① 宗像市子どもの権利救済委員とは（条例第21条、第22条）

ア 設置目的

子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その救済及び権利の回復を支援するため。

イ 主な対象

18歳未満の宗像市在住の子ども

ウ 体制（令和3年3月31日現在）

子どもの権利救済委員 3人

小坂 昌司（こさか しょうじ）	弁護士（福岡県弁護士会）
栄留 里美（えいどめ さとみ）	社会福祉士（大分大学 助教）
河内 祥子（かわち しょうこ）	教育関係者（福岡教育大学 教授）

身分	地方自治法第138条の4第3項に規定される市の附属機関に属します。活動において迅速性、専門性を発揮する必要があるため、独任制としています。
任期	任期は2年で3人以内を市長が選任します。再任の制限はありません。
勤務	月2回の定例会議を開催し、子どもの権利侵害事例が発生した場合は、随時活動します。
職務 (条例 第22条)	(1) 子どもの権利の侵害について、子どもとその他関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。 (2) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査又は関係者間の調整をすること。 (3) 子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。 (4) 必要と認めるときに、子どもの権利を侵害した者に対して、是正措置を講ずるよう勧告し、又は制度等の改善を要請すること。 (5) 前号の勧告又は要請に対する是正措置又は制度等の改善の状況等の報告を求めること。

② むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」とは

ア 相談体制

子どもの権利相談員を3人配置（R2.6月より1名増員）し、子どもの権利救済委員と連携しながら、子どもの権利のために活動しています（臨床心理士、社会福祉士、教員免許所持者から採用）。

イ 主な対象

18歳未満の宗像市在住の子ども

ウ 子どもの権利相談員について（条例施行規則第6条）

職務	(1) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。 (2) 子どもの権利救済委員の補助として子どもの権利に関する調査をすること。 (3) 子どもの権利の普及に関すること。 (4) 前3号に定めるもののほか、子どもの権利の救済及び回復のために必要なこと。
----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

エ 相談業務の開設及び設置場所

(ア) 開設 平成25年4月1日

(イ) 設置場所 宗像市役所西館1階 子ども支援課子ども相談支援センター内

(ウ) 電話番号 0940-36-9094

子ども専用フリーダイヤル 0120-^{クローバー}968-^{よつばかな?}487

オ 相談日及び時間

(ア) 相談日 毎週月曜～金曜日（土・日・祝日と年末年始はお休みです）

(イ) 相談時間 午前10時00分～午後6時30分

カ 相談方法

電話・面接・手紙・FAX

キ 愛称とイメージキャラクター

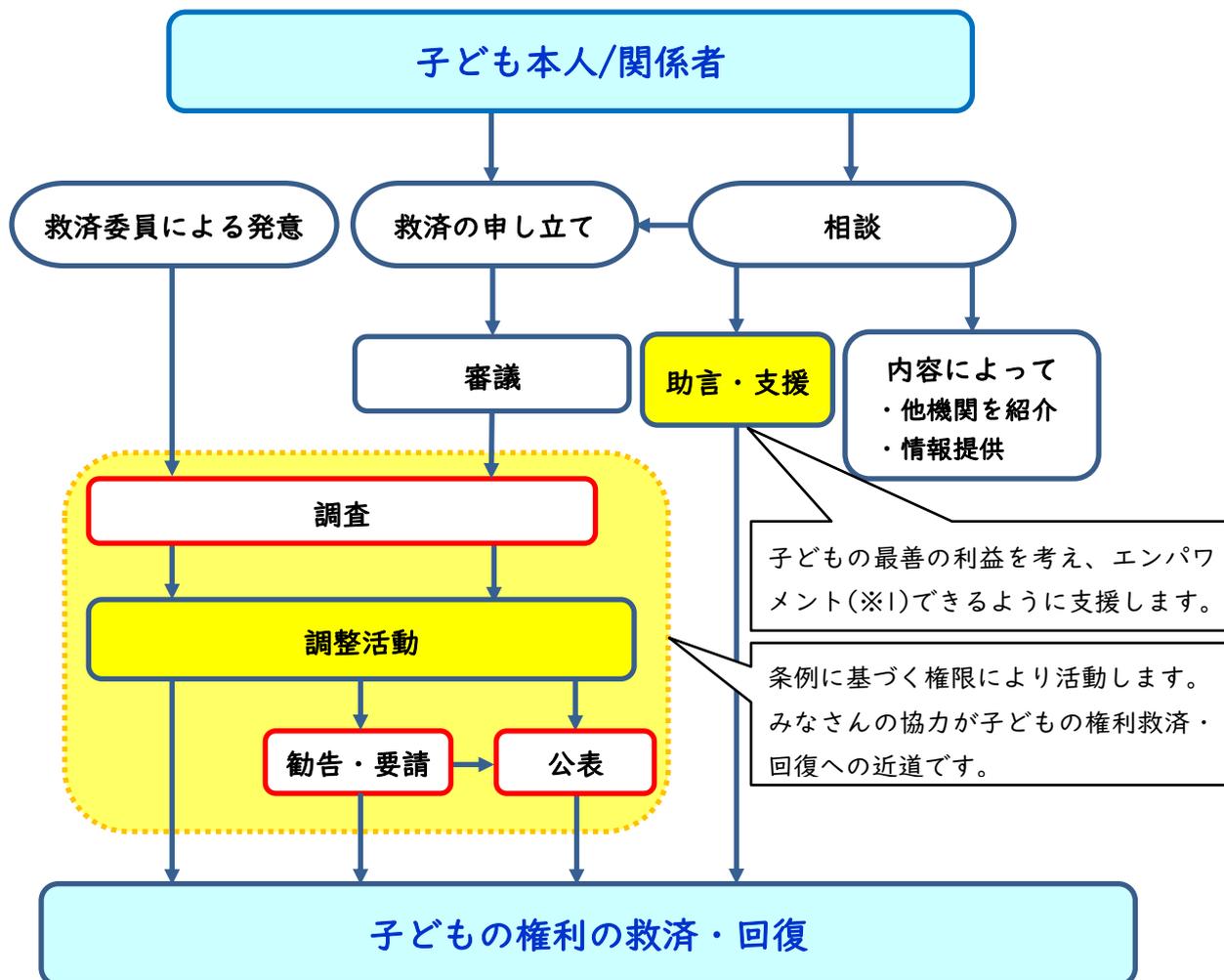
平成25年に、市内の子どもたちに相談室の愛称を募集し、子どもたちの投票によって子どもの権利相談室に「ハッピークローバー」という愛称がつけました。

平成27年には、市内の子どもたちにイメージキャラクターを募集し、子どもたちの投票によって、表紙にも載っている『ふくちゃん』が採用されることに決定しました。



イメージキャラクター
『ふくちゃん』

(3) 子どもの権利救済・回復のしくみ



※1 エンパワメント：個人が自分自身の力で問題や課題を解決していくための社会的技術や能力を獲得すること。

- ① 審議
救済の申し立てが、調査・調整活動が必要な事案であるかを判断します。
- ② 調査
客観的な事実関係を把握するために行います。条例第2条で規定するものすべてに対して調査を行うことができます。この調査は、子どもの権利救済委員が指示することにより、子どもの権利相談員が行うことができます。
- ③ 調整活動
問題の解決のために、関係者間の関係の調整を図る活動です。
- ④ 勧告
実際に発生している子どもの権利の侵害に対して、適切な措置を講ずるよう求める場合に行います。
- ⑤ 要請
実際に発生している子どもの権利の侵害の原因が制度やルールにある場合、必要な改善や見直しを行うように促す場合に行います。
- ⑥ 公表
救済委員は、必要と認めたときは、勧告若しくは要請又はその対応状況等の報告の内容を公表することができます。

2 子どもの権利救済・回復活動の概況

<新しい相談方法『はぴくろのお手紙相談』>

子どもの権利相談室「ハッピークローバー」では、相談方法として電話相談、面接相談、手紙相談、FAX相談の4つを開設しています。電話相談では、子ども専用フリーダイヤルを設置しています。

併せて、平成27年度から、学校で子どもたちと関わりながら相談を受け付ける『出張相談会』を実施していましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもたちを一堂に集める活動がおずかしくなりました。

出張相談会に代わる、子どもたちの相談を受けとめる方法を検討し、令和2年度から、学校内に相談ポストを配置させてもらう、『はぴくろのお手紙相談』という新たな相談方法を実施しています。

※ 『出張相談会』『はぴくろのお手紙相談』の活動詳細については「p.14～」を参照

<相談活動概況の統計>

令和2年度に、子どもの権利相談室「ハッピークローバー」が受けた相談を項目に分けて分析したものです。相談活動全体、通常相談方法（電話、面接、手紙、FAX）、出張相談会、救済申立て・発意の順で記載しています。分析結果の順序は以下の通りです。

[相談活動の概況]
① 年間相談対応件数
② 相談者の内訳
③ 相談者・相談対象の子どもの学年 [実件数]
④ 相談内容（全体・子ども本人の相談）
⑤ 年代別にみた子どもからの相談内容 [延べ件数]
⑥ 1ケース当たりの継続回数 [実件数]
⑦ 相談方法別にみた相談件数（令和元年度との比較）
⑧ 月別相談件数
⑨ 曜日別相談件数
⑩ 時間帯別相談件数
[救済申立て・発意]
⑪ 申立て・発意件数

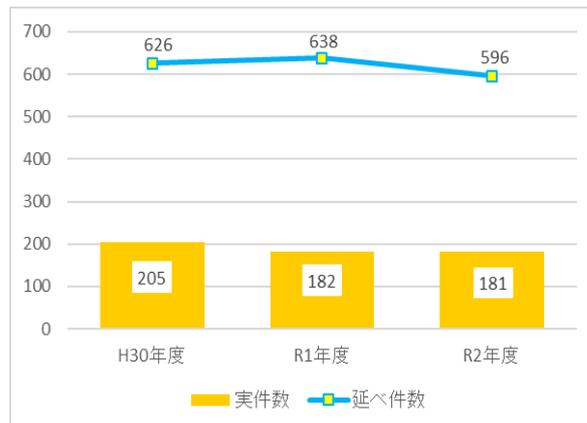
(1) 相談活動の概況

令和2年4月1日から令和3年3月31日までに、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」に寄せられた相談は下記のとおりです。

① 年間相談対応件数

年間に受けた相談の実件数は181件、延べ件数は596件でした。令和元年度と比較すると、実件数は1件減り、延べ件数は42件の減少がみられました。

	H30年度	R1年度	R2年度
実件数	205	182	181
延べ件数	626	638	596



※ 実件数

新規相談件数+継続相談件数

※ 新規相談件数

初めての相談の件数

※ 継続相談件数

前年度以前に相談があった人から、今年度になって再度相談があった初回の件数(例:H30年度以前に相談があった子から、令和元年度になって3回相談があったときは、継続相談件数1件、延べ件数3件)。

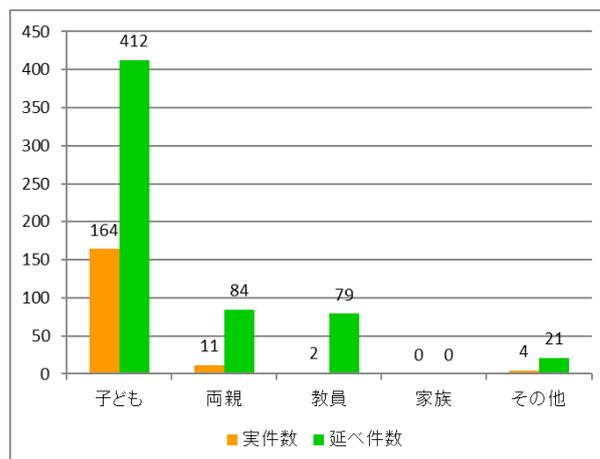
※ 延べ件数

総相談対応件数。「相談を受けた件数」と「相談に関して連絡・調整対応を行った件数」。(例:1人の子から5回の相談を受けた場合は、実件数1件・延べ件数5件)

② 相談者の内訳

実件数について、9割以上が子ども本人からの相談(164件)でした。延べ件数については、連携をはかった件数も含まれており、子ども本人、両親、教員、その他の順で多くなっていました。「その他」というのは、関係者や関係機関との相談・連携を指します。

	子ども	両親	教員	家族	その他	合計
実件数	164	11	2	0	4	181
延べ件数	412	84	79	0	21	596



※ 家族

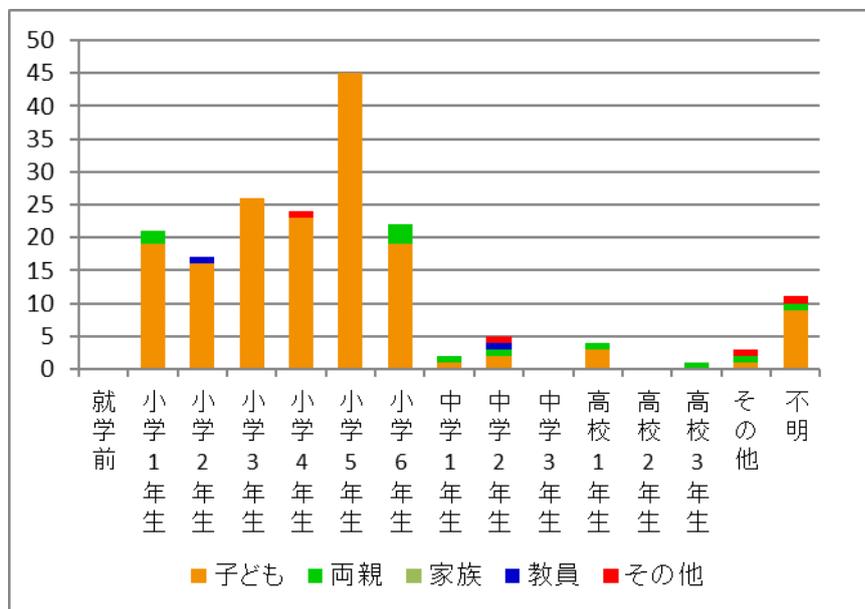
兄弟や祖母など、両親以外の親族からの相談を指します。

※ その他

それ以外の関係者や関係機関からの相談を指します。

③ 相談者・相談対象の子どもの学年 [実件数]

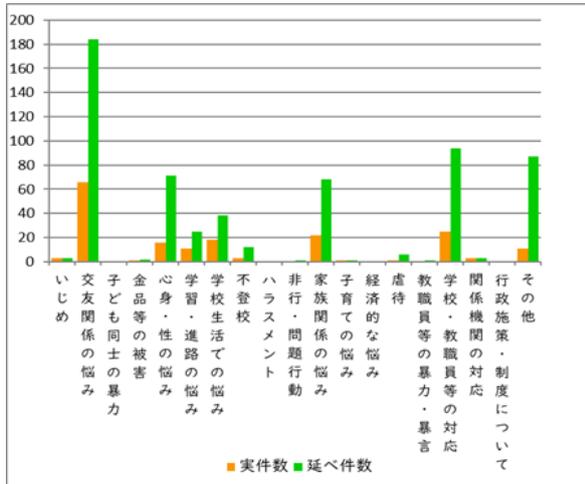
子どもからの相談は、小学生からの相談が多く、特に小学5年生からの相談が多くなっていました。両親からは、幅広い年齢のお子さんに関する相談がありました。教員の実件数は、ハッピークローバーへの相談希望が先生に寄せられた際、その子から相談へとつないでくれたものです。



	就学前	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	その他	不明	計
子ども	0	19	16	26	23	45	19	1	2	0	3	0	0	1	9	164
両親	0	2	0	0	0	0	3	1	1	0	1	0	1	1	1	11
教員	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
家族	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	4
合計	0	21	17	26	24	45	22	2	5	0	4	0	1	3	11	181

④ 相談内容（全体・子ども本人の相談）

<全体の相談内容>



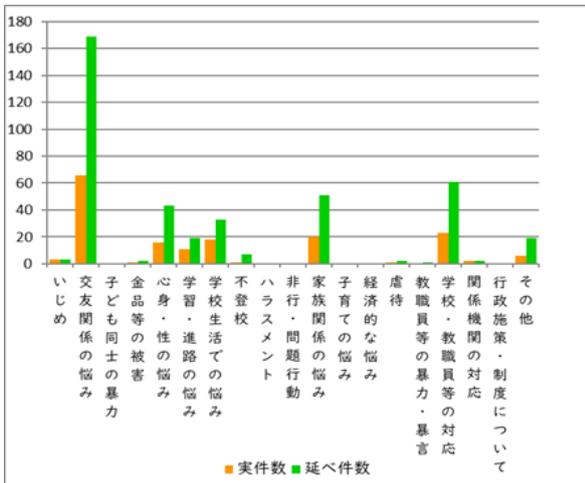
全体の相談対応件数（実件数 181 件、延べ件数 596 件）の内訳です。

初回の相談内容は「交友関係（66 件 36.5%）」が一番多く、「学校・教職員等の対応（25 件 13.8%）」「家族関係（22 件 12.2%）」と続きます。

※ 「その他」の内容としては、雑談や簡単な報告に加え、大人からの子どもとは直接関係のない相談等が含まれます。

	いじめ	交友関係	子ども同士の暴力	金品等の被害	心身・性の悩み	学習・進路の悩み	学校生活	不登校	ハラスメント	非行問題行動
実件数	3 (1.7%)	66 (36.5%)	—	1 (0.6%)	16 (8.8%)	11 (6.1%)	18 (9.9%)	3 (1.7%)	—	—
延べ件数	3 (0.5%)	184 (30.9%)	—	2 (0.3%)	71 (11.9%)	25 (4.2%)	38 (6.4%)	12 (2.0%)	—	1 (0.2%)
	家族関係	子育ての悩み	経済的な悩み	虐待	教職員等の暴力・暴言	学校・教職員等の対応	関係機関の対応	行政施策制度について	その他	合計
実件数	22 (12.2%)	1 (0.6%)	—	1 (0.6%)	—	25 (13.8%)	3 (1.7%)	—	11 (6.1%)	181 (100.3%)
延べ件数	68 (11.4%)	1 (0.2%)	—	6 (1.0%)	1 (0.2%)	94 (15.8%)	3 (0.5%)	—	87 (14.6%)	596 (100.1%)

<子ども本人の相談内容>



子ども本人からの相談件数（実件数 168 件、延べ件数 412 件）の内訳です。

延べ件数で見ると「交友関係（169 件 41.0%）」「学校・教職員等の対応（61 件 14.8%）」「家族関係（51 件 12.4%）」と身近な人に関する相談が多くなっていました。

「心身・性の悩み（43 件 10.4%）」等、内面に関する相談、「学校生活（33 件 8.0%）」等、日常生活に関する相談も多くなっていました。

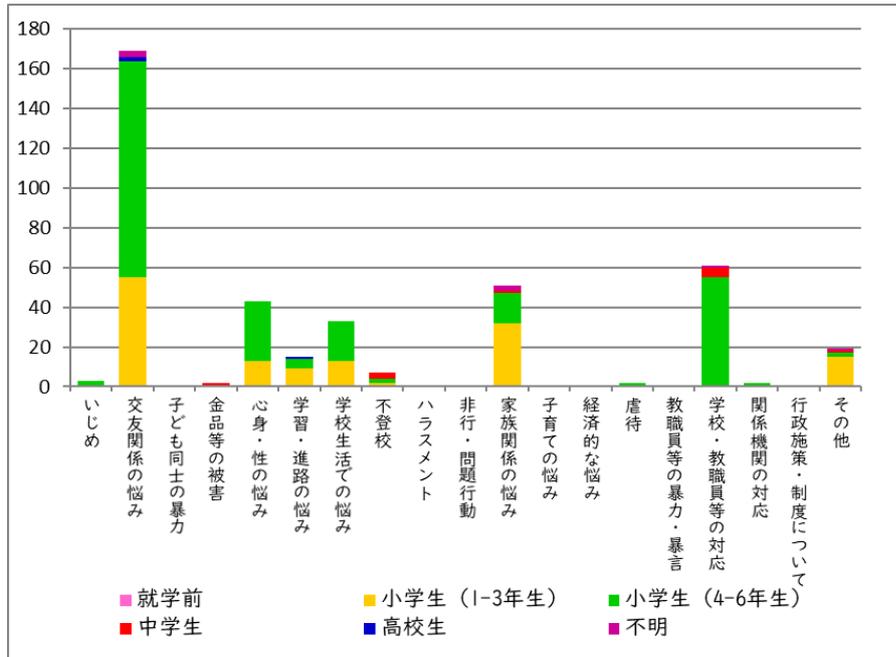
	いじめ	交友関係	子ども同士の暴力	金品等の被害	心身・性の悩み	学習・進路の悩み	学校生活	不登校	ハラスメント	非行問題行動
実件数	3 (1.8%)	66 (39.3%)	—	1 (0.6%)	16 (9.5%)	11 (6.5%)	18 (10.7%)	1 (0.6%)	—	—
延べ件数	3 (0.7%)	169 (41.0%)	—	2 (0.5%)	43 (10.4%)	19 (4.6%)	33 (8.0%)	7 (1.7%)	—	—
	家族関係	子育ての悩み	経済的な悩み	虐待	教職員等の暴力・暴言	学校・教職員等の対応	関係機関の対応	行政施策制度について	その他	合計
実件数	20 (11.9%)	—	—	1 (0.6%)	—	23 (13.7%)	2 (1.2%)	—	6 (3.8%)	168 (100.2%)
延べ件数	51 (12.4%)	—	—	2 (0.5%)	1 (0.2%)	61 (14.8%)	2 (0.5%)	—	19 (4.6%)	412 (99.9%)

⑤ 年代別にみた子どもの相談内容 [延べ件数]

子ども本人からの相談延べ件数は 412 件でした。年代別にみると、小学生の相談が多く寄せられており、小学 1-3 年生と小学 4-6 年生に分けてみると、1-3 年生では「交友関係の悩み」、「家族関係の悩み」と続き、4-6 年生では「交友関係の悩み」「学校・教職員等の対応」と続いでいました。

※ 年齢の「その他」は、18 歳以上になっても相談が継続している場合等を指します。

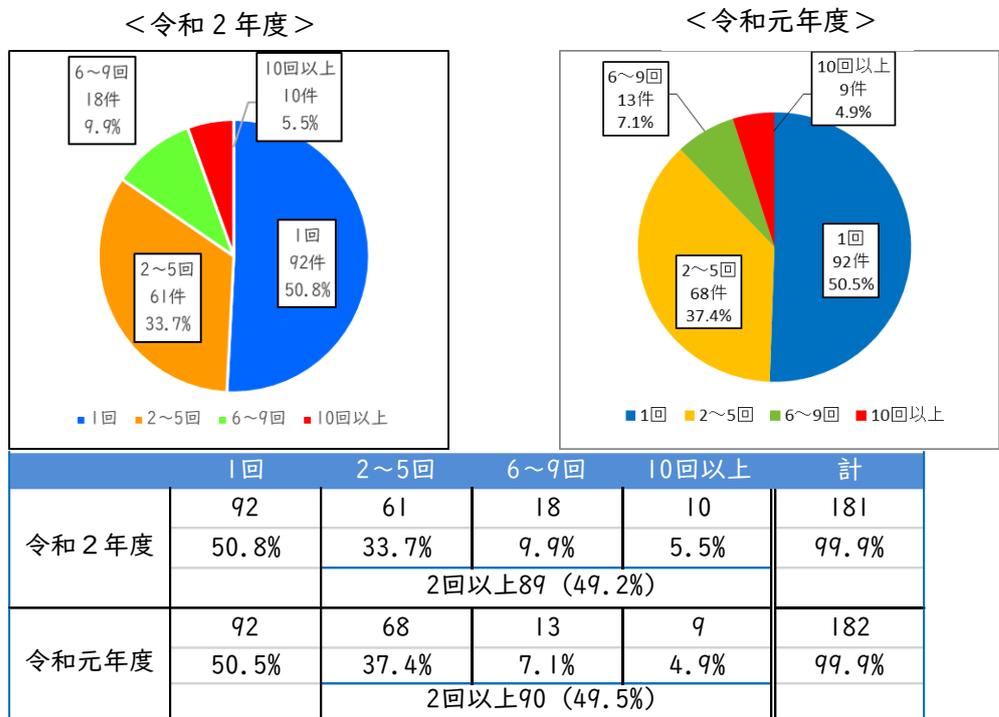
※ 年齢の「不明」は、電話相談で年齢の確認がとれていない相談等を指します。



	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	計
就学前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小学生 (1-3年生)	1	55	0	0	13	9	13	2	0	0	32	0	0	0	0	1	1	0	15	142
小学生 (4-6年生)	2	109	0	0	30	5	20	2	0	0	15	0	0	2	1	54	1	0	2	243
中学生	0	0	0	2	0	0	0	3	0	0	1	0	0	0	0	5	0	0	1	12
高校生	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
その他	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
不明	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	0	0	1	8
計	3	169	0	2	43	19	33	7	0	0	51	0	0	2	1	61	2	0	19	412

⑥ 1 ケース当たりの継続回数 [実件数]

令和2年度の継続回数は、1回が92件(50.8%)、2回以上が89件(49.5%)でした。令和元年度と比較すると「2回以上の継続回数」が微減し、「6~9回」「10回以上」の割合が微増していました。



⑦ 相談方法別にみた相談件数 (令和元年度との比較)

延べ件数で見ると「はぴくろのお手紙相談での手紙相談」が一番多くなっていました。

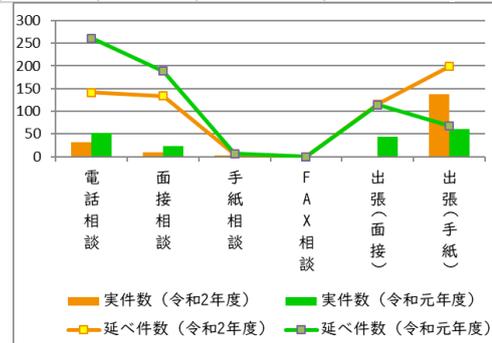
※ はぴくろのお手紙相談の面接実件数が0件なのは、活動形式として、ポストで手紙相談を受け付けた後、希望する子を面接相談へつなげていくという形式をとっているためです。

	電話相談	面接相談				手紙相談	FAX相談	その他	はぴくろのお手紙相談		合計
		来所	自宅訪問	学校訪問	その他				手紙	面接	
実件数	31	8	0	2	0	2	0	0	138	0	181
延べ件数	141	47	0	85	2	6	0	0	199	116	596

<令和元年度との比較>

令和2年度では、電話相談が大きく減少し、「出張(手紙)・はぴくろのお手紙相談」が大きく増加していました。

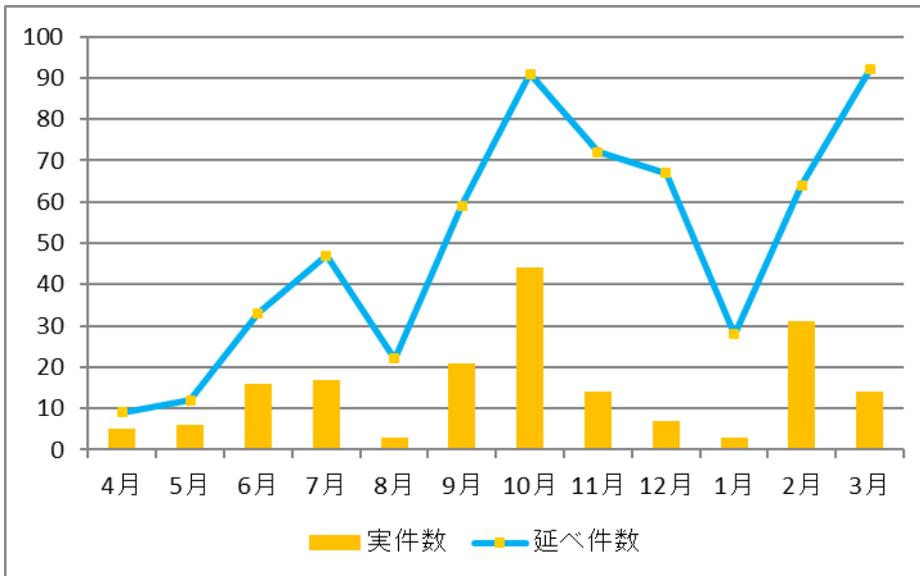
※ 令和2年度は出張相談会が実施できなかったため、「出張(面接)」「出張(手紙)」の数値は「はぴくろのお手紙相談」の数値となります。



	電話相談	面接相談	手紙相談	FAX相談	出張(面接)	出張(手紙)	合計
実件数 (令和2年度)	31	10	2	0	0	138	181
実件数 (令和元年度)	53	24	0	0	44	61	182
延べ件数 (令和2年度)	141	134	6	0	116	199	596
延べ件数 (令和元年度)	261	188	7	0	114	68	638

⑧ 月別相談件数

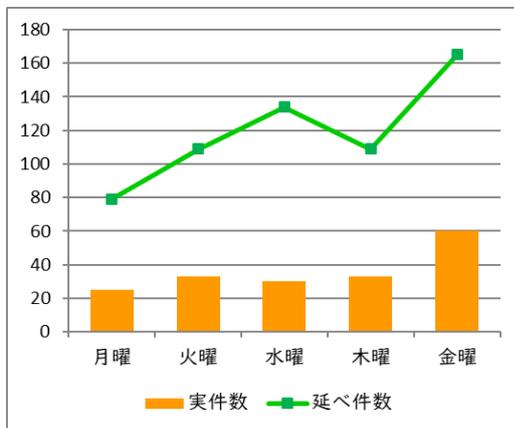
実件数を月別にみると、10月が一番多くなっていました。延べ件数の傾向として、長期休暇中に減り、休暇明け(特に9・2月)に相談が急増する傾向がありました。



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
実件数	5	6	16	17	3	21	44	14	7	3	31	14	181
延べ件数	9	12	33	47	22	59	91	72	67	28	64	92	596

⑨ 曜日別相談件数

相談件数を曜日別にみると、延べ件数では、金曜日に相談が多くなっていました。



	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	計
実件数	25	33	30	33	60	181
延べ件数	79	109	134	109	165	596

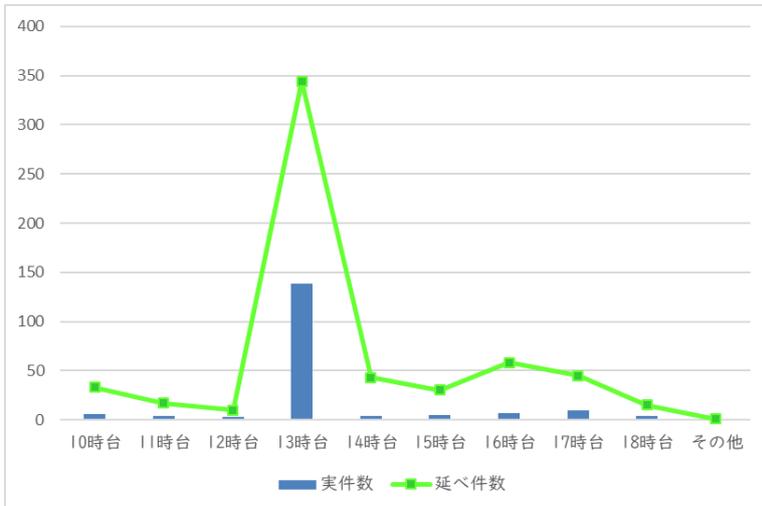
⑩ 時間帯別相談件数

相談対応件数を時間帯別にみると、実件数・延べ件数共に13時台の相談が多くなっていました。

これは「はぴくろのお手紙相談」における活動（お手紙相談の回収、お手紙からの面接相談）を、学校の昼休みがある13時台に実施することが多かったためだと思われます。

「はぴくろのお手紙相談」における相談対応件数を除くと、13・14時と16・17時が多くなっていました。13・14時については、学校での訪問面接や学校への協力依頼をこの時間に行うことが多かったためだと思われます。16・17時については、子どもたちからの電話等での相談が、学校が終わってからの時間に寄せられるためだと思われます。

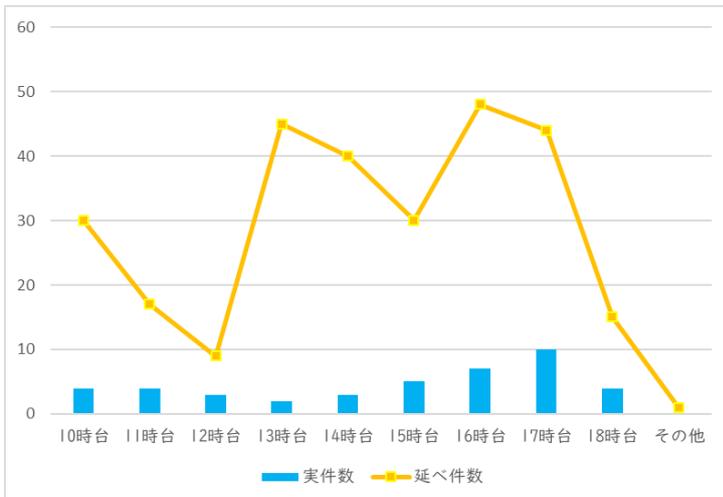
<全体相談対応件数>



	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台	その他	計
実件数	6	4	3	138	4	5	7	10	4	0	181
延べ件数	33	17	10	344	43	30	58	45	15	1	596

<「はぴくろのお手紙相談」の件数を除いた相談件数>

(実件数 42 件・延べ件数 279 件)



	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台	その他	計
実件数	4	4	3	2	3	5	7	10	4	0	42
延べ件数	30	17	9	45	40	30	48	44	15	1	279

(2) 救済申立て・発意件数

① 申立て・発意件数

令和2年度の救済申立て案件は1件（平成30年度から継続）です。発意案件は2件（うち1件は令和元年度から継続）です。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
申立て案件	1	1	1
発意案件	0	1	2

(3) 令和2年度の相談傾向

ア 全体的な相談の傾向

令和2年度の相談件数は、実件数181件、延べ件数596件であり、令和元年度と比較すると、実件数が1件減り、延べ件数が42件減少していました。本年度、「はぴくろのお手紙相談」を実施したこともあり、初回は9割以上が子ども本人からの相談でした。

相談者・相談対象者は、小学5年生が多くなっていました。相談内容としては「心身に関する相談」と「友人・家族・先生など、身近な人間関係に関する相談」が多くなっていました。

令和元年度と比較すると、1ケース当たりの継続回数は「2回以上の継続・対応の割合が微減」「6回以上の割合が増加」、相談方法別件数では「電話相談・面接相談が減少し、出張相談（手紙）が増加」という結果でした。

月別の相談件数は、10月と3月に相談が多くなっており、例年通り長期休み明けに相談が増加する傾向がありました。曜日別では金曜日の相談が多くなっていました。

イ 救済申立て・発意件数

救済申立て案件について、平成30年度から継続中の案件が1件です。発意案件について、令和元年度に発意し、2年度に継続した案件が1件、令和2年度から調査を開始している案件が1件です。

ウ 令和2年度の相談活動

年度当初から、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、集団を集めての活動や啓発がむずかしくなり、子どもたちと関わる機会にも、新しい様式が必要となりました。また、子どもたちがコロナ禍の影響を重大に受けていると考えられる反面、4・5月とほとんど相談が寄せられない状況に危機感を覚え、どうにか情勢に応じた形で、子どもたちの悩みとつながる方法はないかと「はぴくろのお手紙相談」の導入を急務で進めました。「はぴくろのお手紙相談」を6月から開始して以降、子どもたちから多くの相談が寄せられるようになりました。

- ① 心身に関する相談として、コロナ禍による慢性的なストレスに起因すると思われる「なんだか元気が出ない」「なんとなく調子が悪い」といった内容。
- ② 人間関係に関する相談として、特に活動の制限が解除され始めた時期に増加していたため、我慢してきたものが噴出し、身近な人へ怒りが向いている印象がありましたが、「相手の行動1つ1つにいらいらしてしまう」「以前は気にならなかったが、最近相手がする小さなことにいらいらする」といった内容。
- ③ 緊急対応が必要もしくは必要だと思われる心身、虐待、家族関係等に関する深刻な内容。

例年と比較すると、特にこの3つに関する相談が多く寄せられており、元気になれる場の模索、周囲の環境との調整、緊急対応による他機関との連携に奔走した活動でした。加えて、これもコロナ禍の影響（大人にも余裕がないため？）なのか、子どもたちがつらい気持ちを一人で抱えているケースが多く、子どもたちの相談窓口を広げると共に、相談という形式如何に関わらず、子どもたちが気持ちを表現できる場の提供について、検討する必要性を感じているところではあります。

3 出張相談会の休止と「はぴくろのお手紙相談」の実施

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中、マスク着用、身体的距離、外出の自粛など、新しい生活様式が求められる中で始まりました。その影響は、我々の活動にも及び、子どもたちを一堂に集める「出張相談会」の実施ができませんでした。

○ 出張相談会

- ・ 「学校に来てほしい」「相談場所を増やしてほしい」という子どもたちの声に応えるため、平成27年度から、小学校へ出向いて相談会を行う『出張相談会』という活動を行っています。平成29年度からは、中学校でも実施をしていました。



<小学校>

- ・ [なんでも相談コーナー] 悩みを相談できる個別ブースを設営。相談内容が他に漏れないように配慮しました。
- ・ [お手紙相談コーナー] 相談会の中にポストと用紙を配置し、手紙で相談できる機会を確保しました。お手紙に対しては、相談員が返事を書きました。
- ・ [遊びコーナー] 子どもたちに親しみをもってもらう機会とするため、けん玉、折り紙、ふくちゃんのぬり絵などの場を設営しました。

<中学校>

- ・ 相談員1人が学校を訪問し、定例相談日（毎月1回）に相談を受けました。

(2) はぴくろのお手紙相談

令和元年度末から、出張相談会の中止が余儀なくされていたこともあり、コロナ禍における新しい相談様式について検討を重ねていました。令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大がみられ、子どもたちの心身の状態への懸念もさらに大きくなってきたため、「はぴくろのお手紙相談」を実施することにしました。

① 実施時期

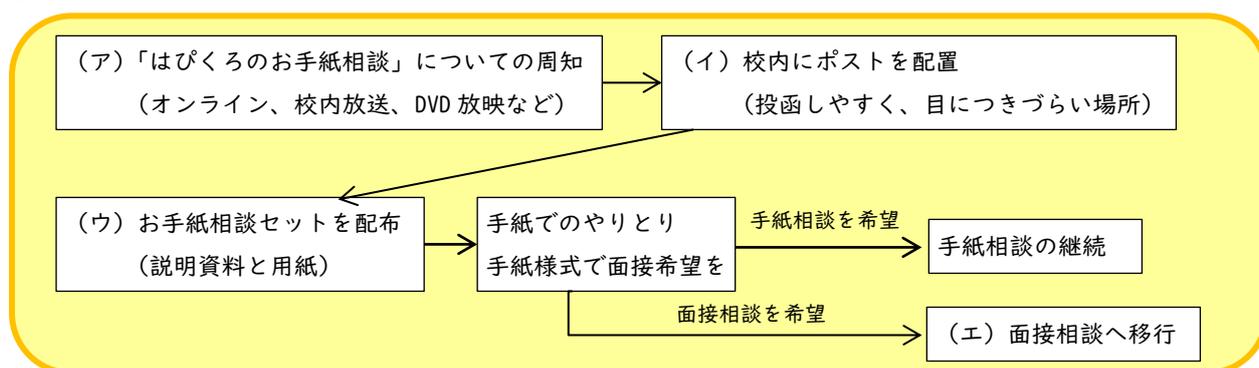
令和2年6月～順次実施校を増やし、令和3年3月まで通年実施しました。

② 実施校

<小学校>赤間西小学校、南郷小学校、河東小学校、日の里西小学校、自由ヶ丘南小学校、東郷小学校、吉武小学校、玄海小学校、玄海東小学校、自由ヶ丘小学校、河東西小学校、赤間小学校
(離島を除く、全小学校で実施)

<中学校>自由ヶ丘中学校、玄海中学校、中央中学校

③ 実施概要



(ア) お手紙相談についての周知

- ・ コロナ禍の状況を鑑み、生徒への直接的な周知ではなく、オンラインや校内放送、作成したDVD等のツールを使用し、全校生徒へ周知を行いました。



(イ) 校内にポストを配置

- ・ 木材から手作りした「はぴくろのお手紙相談ポスト」を、投函がしやすく、目につきづらい場所を学校と打ち合わせて、配置してもらいました。



(ウ) お手紙相談セットを配布

- ・ 「お手紙相談用紙」と「説明資料」をセットにして、全生徒へ配布してもらいました。
- ・ より多くの子どもたちに利用してもらえるよう、子どもたちの年代毎（小学校低学年版、小学校中高学年版、中学生版）に若干内容を変え、お手紙相談セットを作成・配布しています。



(エ) 面接相談へ移行

- ・ 学校と感染予防対策について打ち合わせをしながら、希望があった子に関しては、実施時期等も鑑みつつ、面接相談を行いました。
- ・ 面接相談の希望に関しては、お手紙相談用紙の中で尋ねる欄を作成しています。

④ 実施結果

<相談件数>お手紙相談 [実件数 138 件、延べ件数 199 件]、面接相談 [延べ件数 116 件]

※ 面接相談について、初回はお手紙相談で受け、面接へと移行するため、面接相談の実件数は 0 件です。

<年代別相談件数 [延べ件数]> 小学 5 年生からの相談が多くなっていました。

	小学 1 年	小学 2 年	小学 3 年	小学 4 年	小学 5 年	小学 6 年	中学生	計
延べ件数	36	24	50	62	94	45	4	315

<相談内容> p. 13 に記載の相談傾向がより顕著に出ていました。

	(1) いじめ	(2) 交友関係の悩み	(3) 子ども同士の暴力	(4) 金品等の被害	(5) 心身・性の悩み	(6) 学習・進路の悩み	(7) 学校生活での悩み	(8) 不登校	(9) ハラスメント	(10) 非行・問題行動	(11) 家族関係の悩み	(12) 子育ての悩み	(13) 経済的な悩み	(14) 虐待	(15) 教職員等の暴力・暴言	(16) 学校・教職員等の対応	(17) 関係機関の対応	(18) 行政施策・制度について	(19) その他	計
延べ件数	3	144	0	0	36	12	24	1	0	0	44	0	0	2	0	42	2	0	5	315

4 子どもの権利救済・回復活動の実例

(1) 相談対応・調整活動の事例

※プライバシー保護のため、内容等は一部変更してあります。

相談者 所属 主な内容	相談および調整の内容
事例① 本人 小学生 心身・性 の悩み	<p>[相談の概要]</p> <p>本人から「いらいらが止まらない」との相談がありました。話を聞いたところ、一部のやんちゃなことをするクラスメイトとの折り合いが悪く、学校でのいらいらについて、家でもずっと考えてしまい、ところが休まる場がなくなってしまっているとのことでした。</p> <p>本人の望みとして「まわりを気にせず、自分のことに集中できる大人な人になりたい」とのことで、どうすれば自分を変えていけるのかを一緒に考えていくことになりました。</p> <p>[ハッピークローバーより]</p> <p>自分を変えていくにはエネルギーが必要ということから、まずいらいらについてずっと考えることから離れ、こころを休める方法について考えました。本人より該当する時間として、学校では「友達や担任の先生、養護教諭の先生と話をする時間」、家では「音楽を聴きながらゆっくりする時間」が挙げられたため、それらの時間を増やしてみることになりました。</p> <p>学校でのトラブルについては、「①やんちゃな子がふざける→②本人がいらいらして強く注意→③やんちゃな子が他の子と文句を言う→④本人がさらにいらいら」という流れになることが多いとのこと。①と③については、見守り・注意・その後のフォローなど、担任の先生の力を借りたいと本人からの要望があり、はぴくろから学校へ協力をお願いしました。②と④については、面接当初「やんちゃな子がふざけるのが悪い」等、いらいらをはき出すような話を中心でしたが、面接を重ねるうちに「自分もちょっと大人気なかったかも」等、自分の行動についても振り返る姿がみられていきました。</p> <p>最終的には</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自分には、きちんとした人でいないという思いがずっとあり、幼いことをしている子を見ると、いらいらする気持ちが出てくる ・ でも、自分は人に甘えるのが苦手で、きちんとしすぎてつらい時もあるため、自由に甘えることができるやんちゃな子が、すこし羨ましい気持ちもあるように思う ・ 今も、さすがにべたっと甘えたりすることはないが、まわりの人たちに頼れるようになったし、適度に愚痴などもはけるようになったため、すこし力を抜けるようになった気がする <p>と、こちらが驚くほどの本人の気づきが語られ、本人の状態・環境共に落ち着きがみられたため、終結となりました。当初の主訴について<大人な人にはなれた？>と聞くと、「大人な自分が出てきたけど、まだ子どもなところがあるといい気がする」と、当初の固い表情ではなく、ややいたづらな表情で語ったことが印象的でした。</p> <p>[補足]</p> <p>宗像市子どもの権利相談室「ハッピークローバー」では、子ども本人からの相談について、重大な権利侵害の有無に係わらず、『子どもが聞いてほしいと思っていることすべて』を相談対象としています。これからも、子どもたちが相談を通して、自身についての理解を深めたり、新たなチャレンジをしながら、悩みを乗り越えていく姿を支えていきたいと思っています。</p>

相談者 所属 主要内容	相談および調整の内容
事例② 本人 小学生 学校・教 職員等 の対応	<p>[相談の概要]</p> <p>担任の先生が自分ばかり注意してくると、本人からの相談がありました。話を聞いたところ、授業中、他の子たちがしゃべっていて、自分は静かにしていたのにも関わらず、その話していた子たちと一緒に、先生から名指して注意を受けてしまった出来事があるとのことでした。</p> <p>[ハッピークローバーより]</p> <p>最初は「自分ばかり」と不満に関する話が出てきましたが、思いをはき出してもらう中で、「名指して注意を受けた出来事までは、優しい先生だと思っていたこと」、「できることなら先生との関係を修復したいこと」が語られました。</p> <p>そのため、担任の先生との関係修復を目標に、どのような方法をとるのかを一緒に考えました。その中で、やはり名指して注意を受けた出来事は大きく、そこに対して「自分は静かにしていたのに…」「なんで自分が…」等の強い思いが残っているために、『自分は他の子よりも悪くみられているのかもしれない』という思いがあることが見えてきました。</p> <p>加えて、これらの自分の気持ちを担任の先生に伝えたいと思うけど、「直接伝えるのはちょっと…」とのことでした。そのため、本人と打ち合わせを行い、①自分は静かにしていたのに、名指して注意を受けてしまって悲しかったこと、②先生とまた仲良くしたいこと、この2つについて、はびくろから先生へと伝えることにしました。</p> <p>後日、はびくろが学校を訪問し、担任の先生へ2つのことを伝えたと、先生としても、最近なんとなく本人の元気がないように思っており、心配をしていたとのことでした。また、そのような思いがあることを知ることができたので、改めて本人ともゆっくり話をしてみますとの返答をもらいました。</p> <p>また後日、本人と面接をおこない、その後の様子について尋ねたところ、担任の先生と一緒に話をする機会を作ってくれたとのこと、自分からも気持ちを伝えることができたようでした。その際、先生からは、勘違いがあったのであれば申し訳なかった、これからは何かあれば遠慮なく話をしてほしいと言われてもらえたようで、「こんなことなら、はやく先生に話をすればよかったな」と、自分の気持ちを伝えて、担任の先生といった人に受け止めてもらえる喜びが滲むお話が語られていました。先生とのわだかまりがとけると同時に、「自分だけ…」という思いもなくなっているとのこと、また悩みがあれば相談してほしいことを伝え、終結としました。</p> <p>[補足]</p> <p>宗像市子どもの権利相談室「ハッピークローバー」では、相談への対応として『本人へのエンパワメント』と『本人を取り囲む関係・環境の調整』に重きを置きます。</p> <p>『本人へのエンパワメント』については、事例①における関わり方の中心となっていますが、本人の力を信じ、悩みを乗り越えていく過程を支えることを指します。</p> <p>『本人を取り囲む関係・環境の調整』についてですが、多くの場合、子どもは悩みが生じた関係が存在する環境へと戻らなければなりません。相談において、相談者を被害者、相手を加害者と決めつけて対応することは、その後の日常生活に重大な支障を及ぼす可能性さえあります。</p> <p>そのため、私たちの相談では、本人の気持ちを尊重し、受け止めることに終始しながらも、日常生活における関係・環境を、本人が元気に過ごせるものへと調整していくため、関係・環境の調整についても一緒に考えていきます。</p>

(2) 救済申立て・発意

令和2年度に対応を行った救済申立て案件は1件、発意案件は2件でした。そのうち、申立て案件1件が中止、発意案件1件が終結をしたため、概要を以下に記載します。

① 申立て案件〔中止〕

ア 申立て概要

学校の対応に対し、疑問が残る点、思いを伝えたい点があるとのことで、同校の教職員との話し合いを求める申立てがなされました。

イ 調査・調整

学校との話し合いにおいて、どのようなことを尋ね、どのような思いを伝えるのかについて、申立人と協議を重ねた後、学校との話し合いの場を設定しました。話し合いの場では、救済委員・相談員が申立人に同行し、わだかまりが残る部分について質問をすること、自分の思いを相手に伝えることのサポートをしました。

ウ 中止の判断

その後、申立てを継続または終結するのかについての意向が確認できない時期が続き、今後とも確認が困難であること、推測に基づいて調査を続行することも不相当と考えられることから、やむなく調査を中止するという判断に至りました。

② 発意案件〔終結〕

ア 発意概要

子ども関係施設において、子どもの権利侵害行為がなされているという疑いがあり、もし権利侵害行為がなされているのであれば、速やかにその事態を改善すると共に、今後の再発を防ぐことが極めて重要だと考え、調査を行うことを発意しました。

その際、当施設を調査対象とすることも考えましたが、被害を受けた子ども及び保護者の同意を得ることが困難と認められたこと等から、今後当施設への監督が適正になされることを目的として、監督する立場にある宗像市教育子ども部子ども育成課（以下「子ども育成課」）を対象に、これまでの監督状況及び今後の対応方針を調査することとしました。

イ 調査・調整

宗像市子どもの権利救済委員会議等において、計6回にわたる協議を行い、子ども育成課から資料の提出や説明を受けたほか、意見交換を行いました。

当機関として、当該施設の監督について課題と考える点や再発防止に向けた対策を「中間的な見解のまとめ」として提供し、子ども育成課による取り組みの参考に供することとしました。

その後、子ども育成課より、「当該施設への『指摘事項と改善を求める内容』」「当該施設からの『改善報告書』」について報告を受ける中で、具体的な再発防止策に関する意見交換を行いました。また、同課から「当該施設の取り組み状況」と併せて、「当該施設に留まらず、市内施設の質の向上を促進するための施策としての中長期的な視点」について報告を受けました。

ウ 終結の判断

・ 子ども育成課においては、当該施設における子どもの権利侵害の重大性及び子ども育成課

のこれまでの監督状況に対する当機関の指摘について、真摯に受け止め、その趣旨に沿った内容を当該施設へ伝達している。

- ・ それを受けて、当該施設が公表した改善報告書及び同報告書に基づく取り組みでは、具体的な計画に基づいた実行がなされている。
- ・ 子ども育成課においては、当該施設の適正化にとどまらず、市内全ての子ども関連施設において適切な関わりがなされるよう具体的な方策を策定し、これまで以上に子どもの権利保障を積極的に図っているものと認められる。

以上のことから、当該施設においては、子どもの権利侵害行為がなされ、それに至る経過において子ども育成課の対応にも改善すべき点があったと考えるが、その後の子ども育成課による的確な特別指導監査及びその後の経過指導等により、当該施設の再発防止への取り組みが確認され、これまで以上に子ども育成課による適正な監査が実施されることを含め、当該施設に留まらず、実効性のある指導・監督がなされることが見込まれることから、本件については、要請及び勧告は行わず、調査・調整活動を終了するという判断をしました。

(3) 救済委員会議報告（一部抜粋）

回	期日時間	内 容	決 定 事 項 等
1	4月10日(金) 13:30~15:50	・令和元年度活動報告書について ・コロナ禍の活動について	・活動報告書の構成を変更 ・コロナ禍の活動として、最初に子どもと保護者向けの広報を発行する
2	5月15日(金) 13:30~15:30	・コロナ禍の活動について	・コロナ禍の活動について、広報の発行に続き、新たな相談様式を考える
3	6月5日(金) 13:30~15:30	・コロナ禍の活動(はびくろのお手紙相談)について ・市長報告について	・コロナ禍の新たな相談様式として、はびくろのお手紙相談を実施する ・市長報告は7~8月の間で調整する
4	7月3日(金) 13:30~15:30	・個別ケース検討 ・調査案件について	・事例と案件に対する方針を決定
5	8月7日(金) 14:00~16:00	・個別ケース検討 ・調査案件について	・事例と案件に対する方針を決定
6	8月21日(金) 14:00~16:00	・市長報告について ・令和2年度のアンケートについて ・調査案件について	・市長の提言について検討をおこなう ・アンケートの内容を見直す ・案件に対する方針を決定
7	9月4日(金) 13:30~15:30	・SNSでの情報発信について ・調査案件について	・情報発信の方法や内容について、検討を続ける ・案件に対する方針を決定
8	10月2日(金) 13:30~15:30	・子どもの権利に関する講演会 ・個別ケースについて ・調査案件について	・子どもの権利に関する講演会にて、講演とハッピークローバーの周知を行う ・事例と案件に対する方針を決定
9	11月6日(金) 15:00~17:00	・個別ケースについて ・調査案件について	・事例と案件に対する方針を決定
10	12月4日(金) 14:00~16:00	・個別ケースについて ・調査案件について	・事例と案件に対する方針を決定
11	1月15日(金) 14:30~16:30	・調査案件について ・宗像市子ども基本条例の施行規則の改正	・案件に対する方針を決定 ・施行規則の改正について、今後も検討を続ける
12	2月12日(火) 13:30~15:30	・調査案件について	・案件に対する方針を決定
13	2月24日(水) 13:30~16:30	・今年度の活動について(成果と課題) ・調査案件について	・相談対応の在り方について整理 ・案件に対する方針を決定
14	3月5日(金) 13:30~15:30	・リーフレットの改正について ・個別ケースについて ・調査案件について	・リーフレットの改正については、年度末まで検討を継続する ・事例と案件に対する方針を決定
15	3月16日(火) 13:30~16:10	・調査案件について	・案件に対する方針を決定

※ 上記の救済委員会議に加えて、各救済委員との個別ケース会議を9回実施しました。

5 広報・啓発活動

(1) 活動概要

令和2年度は、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」が、子どもの権利救済・回復活動を始めて8年目の年でした。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、例年と同じように活動はできませんでしたが、子どもの権利や相談室の周知のため、オンラインといった新しい形式を用いながら、広報・啓発活動を行いました。

項目	実施時期	対象等	備考
配布			
リーフレット	6-7月	市内の小・中学校、宗像高等学校・東海大付属福岡高等学校	全児童生徒に配布（約11000部）
カード	6-7月		
はびくろ通信 第14号	9月		「はびくろのお手紙相談」の紹介
はびくろ通信 特別号	3月	市内の中学校を卒業する子どもたち	
クリアファイル			
体罰防止のためのはびくろ通信増刊号・ポスター	11月	市民等	体罰を防止するための啓発
校内啓発活動			
新型コロナウイルス感染拡大に伴うチラシの作成・配布	4月	子ども・保護者	宗像市役所子ども相談支援センターと共同での啓発
小・中学校での全校生徒へ向けての啓発活動	随時	市内の小・中学校	例年通りではなく、形式を変えての実施
むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」についてのアンケート調査	11-12月	市内の小・中学校に通う小学5年生と中学2年生	小学5年生884人、中学2年生862人、計1746人
イベント参加			
宗像市「子どもフリーDay 2020」での講演会・活動報告	11月	子ども・市民等	研修の一部を利用した活動報告
その他の活動			
子どもの権利に関する図書館展示	11月	市民等	子どもの権利に関する啓発
ふくおか子ども白書2021ー子どもの声で社会を変えるーの執筆	3月	その他	相談のアウトリーチについて

(2) リーフレット・カードの配布

新型コロナウイルス感染拡大に伴う休校などがあったこともあり、例年よりも配布の時期をずらし、6月の中旬頃から、宗像市内の小学校14校、中学校6校、義務教育学校1校、宗像中学校・宗像高等学校、東海大学附属福岡高等学校を訪問し、リーフレット及びカードの配布を依頼しました。

リーフレットは、平成28年度からのデザインを継続して使用しました。

カードは、平成30年度に変更した、イメージキャラクター「ふくちゃん」を採用したデザインを使用しました。大きさは、小学生の子どもたちが名札の中（裏側）に入れられるサイズとなっており、困ったときにはそれを見て、いつでも連絡できるようにしています。

配布リーフレット



配布カード



(5) 新型コロナウイルス感染拡大に伴うチラシ

コロナ禍の影響で、多くの活動に制限がかけられる中、子どもたちの心身の状態を危惧し、「はびくろのお手紙相談」を開始するまでの間、子ども支援課と共同で、子どもと保護者へのメッセージを載せたチラシを作成・配布しました。市のHPへの掲載と、学校ネットワークを通じての周知を行いました。

新型コロナウイルスで不安に思っているあなたへ

(6) 小・中学校での啓発活動

例年、全校集会等での啓発を行っていましたが、生徒を一室に会することがおぼろしくなり、新たな形式として、オンラインや校内放送、DVDなどを用いて啓発を行いました。

啓発スライド内容（一部抜粋）

(7) おなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」についてのアンケート

平成26年度以降、宗像市内の小学5年生、中学2年生を対象にアンケート調査を実施しています。令和元年度に、より子どもの声を拾い上げる内容へと変更しましたが、令和2年度には、コロナ禍の影響を鑑み、「はぴくろのお手紙相談」について尋ねる項目等を追加して実施しました。

実施時期 令和2年12月1日(火)～12月24日(木)
対象者 宗像市内の小学校・義務教育学校5年生884人
中学校・義務教育学校2年生862人

※ 令和2年度アンケートの集計結果については、pp.31-34を参照してください。

(8) 宗像市「子どもフリーDay 2020」での講演会・活動報告

宗像市では、11月20日を「子どもの権利の日」と定めており、その前後に、学校や関係機関等で様々な取り組みが行われます。その一つとして、大人のサポートを得ながら、子どもが自分たちでイベントを企画し、打合せを行い、当日の運営まで行うという「子どもフリーDay 2020」が開催されました。我々も、サポートスタッフとして参加すると共に、イベントに合わせる形で、子どもの権利救済委員が講演会を行い、相談員が活動報告を実施しました。

講演会 「子どもの権利って何だろう？」～みんなで考えるワークショップ～
子どもの権利救済委員 大分大学助教 栄留里美
報告会 子どもの権利相談室「ハッピークローバー」について
子どもの権利相談員 中川誠也

(9) 子どもの権利に関する図書館展示

宗像市子どもの権利の日に合わせて、令和2年11月1日～30日までの間、宗像市民図書館（中央館）において、コーナーを作成し、相談室の活動紹介やポスターの掲示と共に、関連した本の展示を行いました。展示する本については、図書館のご協力を得て、子どもたちが興味を持てる内容のものを選定してもらいました。

(10) ふくおか子ども白書2021 ―子どもの声で社会を変える― の執筆

子どもNPOセンターからの依頼を受け、ふくおか子ども白書2021 ―子どもの声で社会を変える― の内、「第9章子どもと権利保障」の一つの記事を執筆しました。子どもの権利救済を行う機関におけるアウトリーチの必要性について、我々が例年行っている「出張相談会」や、令和2年度から開始していた「はぴくろのお手紙相談」について触れながら述べた内容となっています。

題名 子どもの権利救済におけるアウトリーチの効果～子どもたちの側に在る機関に～
執筆者 子どもの権利相談員 中川誠也

6 令和2年度の総括と令和3年度に向けて

(1) 令和2年度の総括

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、大人にも子どもにも大きな混乱が生じた年でした。我々の活動としても、子どもたちの心身の状態が懸念される中、例年通りの活動ができず、子どもたちのために何ができるのか、どうすればそれが実施できるのかを考え続けた1年でした。

その中で、新しい形式での広報啓発や、「はびくろのお手紙相談」が生まれ、多くの子どもたちからの相談を受けとめることができました。社会の混乱の状況とも比例して、定期的に心配な相談が寄せられるなど、まだまだ予断を許さない状況が続いていますが、子どもたちが少しでも安心して生活できるよう、活動を続けていきます。

① 相談活動について

ア 相談件数

○ 令和2年度は実件数181件、延べ件数596件であり、令和元年度の実件数182件、延べ件数638件と比較すると、実件数が1件、延べ件数が42件減少しています。生徒と顔を合わせながらの啓発や出張相談会が実施できなかった影響があると思われます。

イ はびくろのお手紙相談

○ コロナ禍での新たな相談方法として開始した「はびくろのお手紙」ですが、実件数138件、延べ件数315件と、全体相談件数の半分以上がこの方法により寄せられていました。

○ 相談内容としても、「なんだか元気が出ない」といった心身の不調に関する内容に加え、「身近な人にいらいらする」といった人間関係に関する相談、自傷他害といった緊急対応が必要な相談が多く寄せられており、常時開設している相談方法では受けとめきれなかった相談を、受けとめるための方法を作ることができました。

② 調査活動について

ア 申立て・発意

○ 令和2年度は、救済申立て案件が1件、発意案件が2件ありました。そのうち、申立て案件1件が中止、発意案件1件が終結をしました。

○ 平成25年に子どもの権利救済委員が任命されてから、徐々に調査に関する知見や経験を積み重ねてきているところです。今後も1つ1つの案件を振り返りながら、より適切に子どもの権利侵害からの救済・回復がおこなえるよう、次の調査案件へと活かしていきたいと思えます。

③ 広報・啓発活動について

ア 広報活動

○ 宗像市内の小学校14校、中学校6校、義務教育学校1校に加え、県立中学校1校と県立高等学校1校、私立高等学校1校にリーフレットとカードを配布しました。

○ 「はびくろ通信 vol.14」を、年代別に『小学1・2年生版』『小学3-6年生版』『中学・高校生版』に分けて、発行・配布しました。

- 中学校を卒業する子どもたちへ、「はぴくろ通信特別号」とクリアファイルを配布しました。
- 体罰に関する相談が寄せられたことから、体罰予防のための「はぴくろ通信増刊号」・ポスターを子ども関連施設へ配布しました。

イ 啓発活動

- 例年のような、全校集会等での啓発がおぼつかしくなり、オンライン、校内放送、DVD を用いての啓発を行いました。生徒と対面でやりとりを行えない分、紙芝居を用意したりと、子どもたちに画面越しでも伝わりやすい啓発を目指しました。

④ むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」についてのアンケート

ア アンケート内容の変更

- コロナ禍の影響も鑑み、「はぴくろのお手紙相談」を尋ねる項目等を追加し、実施しました。

イ 結果の概要

- 全体の 94.8%の子どもが「ハッピークローバー」を知っていると回答しており、依然として高い認知率となっています。
- 悩みがある時、ハッピークローバーに相談してみようと思いますか？という問いには、全体で 54.2%の子どもが「思う」と回答しており、令和元年度の 54.0%よりも若干増加していました。
- はぴくろのお手紙相談に関して、小学 5 年生の 73.0%が「知っている」と回答してくれていました。その他にあったらいいと思う相談方法に関しては、中学 2 年生から SNS 相談という回答が多く寄せられていました。

⑤ 市民等への周知啓発

- 宗像市「子どもフリーDay 2020」に合わせて、講演会・活動報告を行いました。子どもや保護者も参加したため、ワーキング形式の活動や身体を動かすアイスブレイクなどを交えながら、発表を行いました。
- 宗像市子どもの権利の日に合わせて、図書館展示を行いました。子どもの権利に関するポスターや本の展示に合わせて、子どもたちに興味を持ってもらえるような本も図書館に協力をもらいながら選定しました。

(2) 令和3年度に向けて

令和3年度も、当分はコロナ禍による影響が続くことが予想され、新しい形式での活動が主となってくるものと思われます。令和2年度に培った新しい形式の知見を活かしつつ、子どもたちの最善の利益のため、できる限りの活動をしていきたいと思っています。

① 相談活動

ア 活動について

- 令和2年度において、4・5月に相談が少なく、「はぴくろのお手紙相談」を始めた6月以降、相談が急激に増加していたことから、子どもたちが悩みや不安を抱えつつも、何らかの理由で相談したり、気持ちを表現することがむずかしい状況にあることがみえてきました。
- 現存の相談方法に加え、令和2年度から実施している「はぴくろのお手紙相談」の継続により、子どもたちからの相談を受けとめていきます。
- 令和2年度に実施したアンケートにおいて、中学生よりSNS相談を希望する声が多数寄せられたことから、相談方法の拡充のため、SNSを使った相談方法について検討します。

② 出張相談会について

ア 出張相談会の実施

- 令和2年度は社会情勢上、たくさん子どもたちが集まる出張相談会は実施できませんでした。出張相談会は、子どもたちの相談とつながり、問題への早期介入、重大な問題の早期発見を可能とする、大きな方法の一つとなっています。いつの日かまた学校へ出張し、子どもたちに向けた相談会の実施ができるよう、情勢の状況を鑑みながら再開時期について検討します。

③ 広報・啓発活動について

ア 広報活動

- 令和2年度は、はぴくろ通信の内容として、小学生版では「はぴくろのお手紙相談」の周知と遊べる内容としての早口言葉、中学生版ではつらい時への対処についてを載せました。令和3年度もコロナ禍の影響が続くと思われるため、相談方法の周知や日常の中でほっとできるような内容の周知に努めていきます。

イ 啓発活動

- 令和2年度は新しい形式として、オンライン、校内放送、DVDを使った啓発を行いました。令和3年度も、全校生徒を一堂に会しての啓発はむずかしいと思われます。新しい形式を用いた効果的な子どもの権利に関する啓発について検討していきます。

④ アンケートについて

ア アンケートの内容

- 令和2年度は、情勢に合わせた内容を加え、アンケートを実施しました。今後も情勢の状況を鑑みながら、実施の方法や内容について検討していきます。

⑤ イベントにおける活動について

ア 子どもたちと関わりながらの啓発

- 相談においても、啓発においても、子どもたちとの活動には「顔を合わせ」「一緒に関わりながら」という要素がとても重要だと思われます。令和3年度の宗像市におけるイベントの開催状況にもよりますが、子どもたちが楽しみながら相談室や子どもの権利について知ることができる機会について検討をしていきます。

イ 市民の方々への啓発

- 社会情勢上、子どもたちが家庭や地域で過ごす時間が増え、子どもたちを支えるためには、より家族や市民の方々の協力が必要になっています。令和2年度においても、市民の方々へ向け、講演会・活動報告会、図書館展示等を行ったところですが、令和3年度においても、市民の方々へ、子どもの権利や子どもの権利救済機関の活動を周知する機会をつくり、共に「子どもにやさしいまち」を創っていくための活動を検討していきます。

7 子どもの権利救済委員からのメッセージ

救済委員としての8年間の活動を振り返って

宗像市子どもの権利代表救済委員

小坂 昌司

今年度は、新型コロナウイルスに大きな影響を受けた1年間でした。みなさんの生活の中でも、楽しみにしていた行事が中止になったり、離れて暮らす親戚のところに行けなくなったりと、生活面でいろいろと不自由なことがあったと思います。

そうした中でも、ハッピークローバーに多くの子ども達が相談をしてくれました。少しでも皆さんの不安の解消に役に立つことができれば、うれしい限りです。早く新型コロナの感染が落ち着き、以前のように人と人とが、直接顔を合わせて不安なく交流ができる社会が取り戻されることを希望しています。

さて、私ことで恐縮ですが、令和3年4月をもって救済委員を退任させていただきました。宗像市の条例では、救済委員を務めることができる年数の制限はなく、私自身、この活動にとってもやりがいを感じていたのですが、一人の委員があまり長く務めるよりも、ある程度の期間で交代して、新しい委員の新しい考え方を活動に取り入れるほうがハピクロの活性化につながると考えて退任をすることにしました。

平成25年に救済機関と相談室が立ち上げられたときから、他の救済委員や相談員のみなさんと一緒に、手探りで活動のありかたを考えてきました。その中で、特に参考にしてきたのは、アンケートや相談の中で寄せられた、みなさんの声です。なかでも「ハッピークローバー」という相談室の名称や、キャラクター「ふくちゃん」は、子ども達に案を出してもらい、子ども達の投票で決めました。また、今ではハッピークローバーの大きな特徴となっている学校への出張相談も、アンケートでの「相談を聞きに来て欲しい。」という声をヒントに始めたものです。出張相談を始めることで、子どもからの相談件数は大きく増加しており、相談の数に占める子どもからの相談の割合は、全国的にも突出して多くなっています。

さて、ハピクロの相談の中で多かったのは、家庭内の問題と学校における人間関係の問題でした。どちらも、子ども達が多くの時間を過ごす場所ですので、それだけ、ストレスを感じる機会が多く、そのストレスが大きな悩みになっている場合が多いのだと思います。身近な場所での問題だから、身近な人には相談しにくく、ハピクロに相談してくれることにつながっているのだらうと考えました。

色々な相談機関がある中で、子どもにとって相談することが簡単で、また、安心して相談できる場所にしていくことがハピクロにとって重要だと考えながら、これまで運営をしてきました。これからも、ハピクロがより身近な相談機関としてますます発展してくれることを期待しています。

ハピクロの相談が始まった頃に中学生だった人のなかには、今では成人となり、もしかしたら子どもと一緒に宗像市で生活しているかもしれませんね。宗像市民の大人のみなさま、子どもの皆様には、これからも、ハピクロに相談をしてくださるとともに、いろいろな意見を寄せていただき、ハピクロがよりよい相談機関に成長していくことを見守っていただくようお願いいたします。

令和2年度 むなかた子どもの権利相談室 「ハッピークローバー」についてのアンケート結果

対象：宗像市内の小学校・義務教育学校5年生884人
中学校・義務教育学校2年生862人

実施期間：令和2年12月1日(火)から12月24日(木)

(質問1)あなたは今、悩んだり、困ったりしていることがありますか？

	ある	ない	無回答
全体	30.3%	68.2%	1.3%
小学5年生	27.3%	70.5%	2.0%
中学2年生	33.4%	65.9%	0.6%

全体の3割以上の子どもたちが「悩みがある」と答えていました。

悩みの内容は、例年同様、小学5年生で「友だち」(48.1%)、中学2年生で「勉強」(61.5%)が多くなっていました。

※「ある」と答えた子へ…どんなことで悩んだり、困ったりしていますか？(複数回答可)

	友だちのこと	先生のこと	家族のこと	勉強のこと	習い事のこと	自分のこと	その他	無回答
小学5年生	48.1%	11.6%	11.2%	32.8%	27.0%	33.6%	6.2%	1.7%
中学2年生	41.3%	10.1%	12.2%	61.5%	34.7%	37.5%	7.3%	0.3%

(質問2)あなたが悩んだり、困っているとき、だれに相談しますか？(複数回答可)

	親	先生	きょうだい	友だち	その他	無回答
小学5年生	66.8%	27.0%	16.3%	51.8%	8.7%	5.6%
中学2年生	49.9%	14.8%	16.2%	73.3%	8.2%	5.4%

相談する相手について、小学5年生は「親」(66.8%)、中学2年生は「友だち」(73.3%)という回答が最も多くみられました。年齢が上がるにつれて、「友だち」という存在が、より大きくなることが見受けられます。

(質問3)むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」を知っていますか？

	知っている	知らない	無回答
全体	94.8%	3.3%	1.8%
小学5年生	93.9%	3.5%	2.6%
中学2年生	95.8%	3.1%	1.0%

9割以上の子どもたちが「ハッピークローバー」を知っていると回答していました。

令和2年度は、オンラインでの啓発や「お手紙相談ポスト」事業を実施したことで、認知率の向上につながっていると思われます。今後も引き続き、社会情勢に合わせた形で、周知をしていきます。

(質問4)もし悩みがあるときは、ハッピークローバーに相談してみようと思いますか？

	思う	思わない	無回答
全体	54.2%	45.5%	0.3%
小学5年生	57.4%	42.3%	0.3%
中学2年生	50.9%	48.7%	0.3%

約半数の子どもたちが「相談してみようと思う」と回答してくれました。

「相談しようと思わない」という理由については、例年同様「相談できる人がいる・知っている人に相談したい」という回答が多く、子どもたちと顔なじみの関係になることの必要性が、改めて感じられました。

※「思わない」と答えた子へ…どういところだったら相談してみたいと思いますか？

記載内容	小5	中2
相談できる人がいる/知っている人に相談したい	48	66
知らない人に相談したくない	43	46
誰にも相談しない/自分で解決する	21	43
気軽に相談できる	22	38
悩みができたなら相談したい	32	4
秘密を守る/秘密が守られる環境	15	15
信頼できる	9	14
解決してくれる	5	16
相談することがない	6	14
相談することが恥ずかしい/面倒くさい/大きさにしたくない/時間がない	9	8
優しい/親しみやすい	13	6
安心して相談できる	14	4
その他(遊びながら話ができる/同年代で話し合える/土日祝日に相談できる/女性の相談員を指定できる)	5	16

(質問5)あなたは「ハッピークローバー」に相談したことがありますか？

	ある	ない	無回答
全体	5.2%	93.6%	1.0%
小学5年生	7.2%	91.4%	1.4%
中学2年生	3.1%	95.8%	1.0%

相談したことがあると回答した子は、小学5年生では7.2%、中学2年生では3.1%でした。
相談方法について、小学5年生・中学2年生共に「お手紙相談ポスト」の割合が高くなっていました。今後も、子どもたちの相談を受けとめるため、相談方法について検討を重ねていきます。

※「ある」と答えた子へ

①どんな方法で相談しましたか？(複数回答可)

	家の電話	自分の携帯電話	公衆電話	市役所に会いに行ったとき	お手紙相談ポスト	その他	無回答
小学5年生	12.5%	3.1%	0.0%	1.6%	48.4%	35.9%	3.1%
中学2年生	14.8%	29.6%	7.4%	22.2%	25.9%	0.0%	0.0%

②相談してみて、どうでしたか？

	とてもよかった	まあまあよかった	どちらでもない	あまりよくなかった	よくなかった	無回答
小学5年生	40.6%	25.0%	12.5%	9.4%	7.8%	1.6%
中学2年生	29.6%	33.3%	11.1%	14.8%	11.1%	0.0%

相談しての感想として、「とてもよかった/まあまあよかった」と回答した子が過半数を超えていましたが、「あまりよくなかった」「よくなかった」と回答している子も2割前後いました。

子どもたちが、問題を自分自身で乗り越えていく過程を支えることができるよう、相談員の研鑽・資質向上を今後も図っていきます。

③それはどうしてですか？理由を教えてください。

◎とてもよかった/よかった(小5:42人、中2:17人)		
記載内容	小5	中2
話を真剣に聞いてくれた/優しかった/話しやすかった	18	1
解決できた/役に立つアドバイスをくれた	8	6
すっきりした/気分が楽になった	6	5
気持ちを分かってもらえた	6	0
◎どちらでもない(小5:8人、中2:3人)		
記載内容	小5	中2
思ったような対応ではなかった/相談しづらかった	5	0
解決しなかった	3	1
◎あまりよくなかった/よくなかった(小5:11人、中2:7人)		
記載内容	小5	中2
解決しなかった	4	3
思ったような対応ではなかった	5	1
相談しづらかった	2	0

(質問6:小学校5年生用)

「ハッピークローバー」は、小学校に「お手紙相談ポスト」を置いて、相談を受けつけています。「お手紙相談ポスト」を知っていますか？

	知っている	知らない	無回答
小学5年生	73.0%	26.6%	0.5%

①もし、なやみがあるときは、「お手紙相談ポスト」を使って、相談してみようと思いますか？

	思う	思わない	無回答
小学5年生	45.8%	52.8%	1.1%

令和2年度は「お手紙相談ポスト」を、離島を除く市内の全小学校に設置しています。

小学5年生のお手紙相談ポストの認知率は73.0%であり、45.8%の子どもたちが「ポストを使って相談してみようと思う」と回答していました。

これからも、子どもたちの相談を受けとめられるよう、お手紙相談ポストの活動を広げていきます。

②他にどんな相談方法があったらいいと思いますか？

記載内容	小5
インターネットを活用したりリモート相談	25
LINE等のアプリによるSNS相談	51
学校に来てほしい	56
悩みを拾い上げる方法(アンケート/1対1の面談)	21
お手紙相談ポストの改善(学年・教室に1つ設置/学校以外にポストを設置/周囲に分からないような工夫/郵便局で送れる手紙がいい/お返事に具体的な助言がほしい)	19
ハッピークローバーの啓発をする	11
関係する人との話し合いの場にしてほしい	3
既存の相談方法を続けてほしい(面談/電話/手紙/お手紙相談ポスト)	93
その他	28

他にあってほしいと思う相談方法については、「既存の相談方法を続けてほしい」という声に続き、「学校に来てほしい」「SNS相談」という声が多くなっていました。令和2年度はコロナ禍により、出張相談会が実施できなかった所です。子どもたちが相談しやすくなるよう、既存の方法、新しい方法共に、これからも検討をしていきます。

(質問6: 中学校2年生用)

「ハッピークローバー」は小学校にポストを置いて、お手紙の相談を受けつけています。相談ポストが中学校にあったら、利用してみようと思いますか？

	思う	思わない	無回答
中学2年生	30.5%	69.3%	0.2%

中学2年生の子どもたち30.5%が、「相談ポストがあれば、利用してみようと思う」と回答してくれました。
令和2年度は、市内の中学校でも順次、ポスト配置を進めており、3校の中学校に配置をした所です。
今後も、小学校だけでなく、中学校への相談ポストの配置を進めていきたいと思えます。

②他にどんな方法があったらいいと思いますか？

記 載 内 容	中2	
インターネットを活用したリモート相談	2	他にあったらいいと思う相談方法について、中学2年生からも「SNS相談」が多くあげられていました。 SNSの活用については、相談での活用、周知での活用等、検討をしていきます。
LINE等のアプリによるSNS相談	46	
学校に来てほしい	19	
悩みを拾い上げる方法(アンケート/1対1の面談)	16	
お手紙相談ポストの改善(学年・教室に1つ設置/学校以外にポストを設置/周囲に分からないような工夫/郵便局で送れる手紙がいい/お返事に具体的な助言がほしい)	7	
ハッピークローバーの啓発をする	6	
同年代で話し合える場の提供	2	
既存の相談方法を続けてほしい(面談/電話/手紙/お手紙相談ポスト)	28	
その他	7	

(質問7)あなたが希望すれば、「ハッピークローバー」は学校やコミュニティセンターなどで会ってお話することもできます。あなたはそれを知っていますか？

	知っている	知らない	無回答
全体	38.9%	60.3%	0.8%
小学5年生	42.9%	56.2%	0.9%
中学2年生	34.9%	64.4%	0.7%

当相談室が学校やコミュニティ・センターなどに
出向いて面談することも可能であること
について、「知っている」と答えた子どもは38.9%
でした。
相談のしやすさに、相談場所の要素は大きく影
響すると思われるため、今後も周知を徹底して
いきます。

(質問8)「ハッピークローバー」が配っているカードを持っていますか？

	はい	いいえ	無回答
全体	61.2%	38.5%	0.3%
小学5年生	70.5%	29.4%	0.1%
中学2年生	51.6%	47.9%	0.5%

カードの所持率は、全体の61.2%でした。
小学生の子どもたちには、名札の裏にカードを入
れてもらうようにしていますが、もっと多くの子どもたちに、
カードを保持してもらえらる方法を検討していきます。

(質問9)「はぴくろ通信」を読んだことがありますか？

	ある	ない	無回答
全体	36.3%	62.7%	1.0%
小学5年生	39.0%	59.4%	1.6%
中学2年生	33.5%	66.0%	0.5%

全体の36.3%の子どもたちが、「はぴくろ通信を読んだことがある」と回答していました。

読んでみでの感想では、「分かりやすかった/内容が面白かった」という声が一番多くなっていました。

現在、はぴくろ通信では、なるべく子どもたちが内容に触れるだけで元気になれる内容を入れるように心がけています。今後も、読んでもらえる方法、通信の内容共に、検討をしていきます。

※「ある」と答えた子へ…感想や意見があれば教えてください。

記載内容	小5	中2
分かりやすかった/内容が面白かった	58	37
参考になる情報があった	28	22
相談しやすいと感じた	23	10
安心できる場所と感じた	13	6
悩んだときは相談してみようと思った	12	1
4コマ漫画を入れてほしい/大人にも配ってほしい/相談の実例を載せてほしい/配布時期に合わせた内容にしてほしい	7	1
その他	11	5

(質問10)宗像市子ども基本条例では、子どもには「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「意見を表明する権利」があることを定めています。あなたはそれを知っていますか？

	知っている	知らない	無回答
全体	87.7%	11.9%	0.2%
小学5年生	90.4%	9.3%	0.1%
中学2年生	85.0%	14.6%	0.3%

「子どもの権利」の認知率は、全体の87.8%でした。大人も子どもも、子どもの権利を守っていくことが、子どもにやさしいまちにいくためには必要です。今後も継続して、子どもの権利の周知をしていきます。

宗像市子ども基本条例と子ども施策

(1) 宗像市子ども基本条例制定の経緯及び目的

① 条例制定の経緯

平成元年 11 月	国連総会で「児童の権利に関する条約」を採択（11 月 20 日）
平成 6 年 4 月	「児童の権利に関する条約」を日本が批准⇒新たな国内法の整備なし
平成 10 年 12 月	「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例」を制定（日本初）
平成 22 年 4 月	「子どもの権利に関する条例」制定を公約とした候補者が市長当選
平成 22 年 7 月	宗像市次世代育成支援対策審議会に条例案作成を諮問
平成 23 年 9 月	宗像市次世代育成支援対策審議会から、中間答申書提出
平成 23 年 10 月	パブリック・コメント（市民意見提出手続）を実施
平成 23 年 12 月	宗像市次世代育成支援対策審議会から、最終答申書（条例案）提出
平成 24 年 3 月	市議会において条例制定議案を議決（全員賛成） 条例公布
平成 24 年 4 月	条例施行（子どもの権利救済制度は平成 25 年 4 月 1 日施行）
平成 25 年 4 月	子どもの権利救済委員を任命し、子どもの権利相談室設置

※「児童の権利に関する条約」についての外務省 HP での説明

「この条約は、今なお世界中に貧困、飢餓、武力紛争、虐待、性的搾取といった困難な状況に置かれている児童がいるという現実に向け、児童の権利を国際的に保障、促進するため、国連人権委員会の下に設置された作業部会において、多くの国連加盟国政府、国連機関等が参加し、10 年間にわたって行われた審議の成果です。この条約の内容は、特定の国の文化や法制度を偏重することなく、先進国であれ、開発途上国であれ、すべての国に受け入れられるべき普遍性を有するものになっています。」

② 条例の目的

（目的）

第 1 条 この条例は、子どもの権利を守るために、保護者、市民等、子ども関係施設及び市の責務並びに役割を明らかにするとともに、子どもにやさしいまちづくりの推進に関する施策の基本となる事項並びに子どもの権利侵害の救済及び回復に関する事項を定めることにより、将来にわたって子どもの権利及び健やかな成長が保障されることを目的とする。

③ 条例への市民（子どもを含む）の意見の反映

○ 意見交換

- 子どもとの意見交換（平成 22 年 10 月 3 日）
宗像市次世代育成支援対策審議会委員と小学生から高校生までの 16 人の子どもと座談会形式で意見交換を実施した。
- 子どもに関わる団体との意見交換（平成 22 年 11 月 11 日）
宗像市次世代育成支援対策審議会委員が 5 団体 9 人と意見交換を実施した。

○ アンケート調査

- 宗像市子どもまつりにおける調査（平成 23 年 11 月 3 日）

- 子どもと大人それぞれを対象に実施した。(子ども 244 人、大人 252 人から回答)
- 市立小中学校における調査（平成 23 年 1 月～2 月）
小学 5 年生及び中学 2 年生全員を対象に実施した。
 - 市民アンケート調査（平成 23 年 2 月）
「児童の権利に関する条約」の認知度調査を実施した。
- 意見募集
- パブリック・コメント（平成 23 年 10 月 1 日～31 日）
15 通 127 件の意見が提出された。また、パブリック・コメントと並行して説明会を実施した。

(2) 宗像市子ども基本条例の特徴及び子ども施策推進体制

① 条例の特徴

- ※ 子どもの権利を規定する条例の施行は、福岡県内では、志免町、筑前町、筑紫野市に次ぎ 4 番目。平成 31 年 4 月現在、全国 1,724 市区町村のうち 48 自治体（約 2.8%）が条例施行（子どもの権利条約総合研究所ウェブサイトより）。
- ※ 「前文」がある条例：市の特別な想いが入った条例といえることができる。（約 220 本の市条例のうち、前文があるものは 5 本のみ）
- ※ 「子どもの権利」「大人の責務」「子どもにやさしいまち」を 3 つの柱として構成され、子どもの権利救済制度についても規定した、子どもの権利に関する「総合的な条例」に分類される。

○子どもの権利（第 2 章）

第 4 条	安心して生きる権利	命が守られ、尊重されることなどを保障
第 5 条	自分らしく生きる権利	個性が尊重され、その個性を伸ばすことなどを保障
第 6 条	豊かに育つ権利	学ぶこと、遊ぶことなどを保障
第 7 条	意見を表明する権利	自分の気持ち又は考えを表現し、尊重されることなどを保障
第 8 条	子どもの役割	自分の権利が尊重されるのと同様に、他人の権利を尊重するように努めなければならないことなど

○大人の責務（第 3 章）

第 9 条	保護者の役割	子どもの最善の利益を第一に考え、愛情をもって子どもの成長及び発達に応じた養育をしなければならないことなど
第 10 条	市民等の役割	子どもを温かく見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めなければならないことなど
第 11 条	子ども関係施設の役割	子どもの最善の利益を第一に考え、愛情をもって指導又は援助を行い、子どもを育成しなければならないことなど
第 12 条	市の役割	子どもの権利を保障するため、必要な施策を実施しなければならないことなど

○子どもにやさしいまちづくり（第 4 章）

第 13 条	施策の推進	市は、行動計画を策定しなければならないことなど
第 14 条	子どもの居場所づくり	市などは、子ども同士が遊び等の体験を通じて豊かに成長できるように安全で安心な居場所づくりに努めなければならないことなど

第 15 条	子どもの意見表明の機会の提供	市は、子どもが意見表明を行うことができる機会を設けるよう努めなければならない
第 16 条	子育て支援	市などは、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援しなければならないことなど
第 17 条	健全な発達を阻害する環境からの保護	市などは、子どもの健全な発達を阻害する環境から子どもを保護するよう努めなければならないことなど

○子どもの権利の侵害に対する救済と回復（第 6 章）

第 21 条	子どもの権利救済委員	救済委員の定数、選任、任期など
第 22 条	救済委員の職務	救済委員の職務や守秘義務など
第 23 条	救済委員に対する支援及び協力	市は、救済委員の独立性を尊重し、その活動を支援しなければならないことなど
第 24 条	勧告又は要請への対応	市は、救済委員から勧告等を受けたときは、その対応状況等を報告しなければならないことなど
第 25 条	勧告又は要請等の内容の公表	救済委員は、勧告等に対する対応状況の報告内容を公表することができる
第 26 条	報告等	救済委員は、毎年活動状況等を市長に報告し、市民に公表する

② 施策の推進体制

- 令和 2 年 3 月に「第 2 期宗像市子ども・子育て支援事業計画（第 2 期宗像市子ども基本条例行動計画を兼ねる）」を策定した（令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年計画）。
- この行動計画の実施状況の検証等については、宗像市次世代育成支援対策審議会が担うこととされている（第 27 条）。

令和 2 年度 宗像市教育子ども部の行政組織体制

教育子ども部	教育政策課	政策係
		学務係
	学校整備プロジェクト室	推進係
	学校管理課	管理係
		給食係
	図書課	図書館係
	子ども育成課 ※宗像市子ども基本条例及び第 2 期宗像市子ども基本条例行動計画の所管課	子ども育成係
		幼児教育保育係
		幼児施設支援係
		グローバル人材育成係
	子ども支援課 ※宗像市子どもの権利救済委員の事務局	子ども支援係
		子ども相談係
		発達支援係
	子ども家庭課	子ども保健係
子ども家庭係		

(3) 宗像市子ども基本条例に基づく各施策

前述のとおり、「第2期宗像市子ども基本条例行動計画」の事業実施状況の検証等については、宗像市次世代育成支援対策審議会で行いますが、宗像市子どもの権利救済委員に対して、情報共有のために令和2年度の子ども育成課事業のうち、子どもの権利に係る以下の事業について報告・説明した。(条例の3つの柱に整理して、隔月報告)

① 子どもの権利（啓発）について

- 「2020～2021 宗像市子育て支援ハンドブック」への条例記事掲載
- 新規採用職員研修（13人）にて条例研修
- 「家庭教育学級開設説明会」にて条例周知
- 「子どもフリーDay2020 作戦会議」にて条例周知
- 「子どもの居場所関係団体情報交換会」にて条例周知
- 市立学校「宗像市子ども基本条例に基づく取組」の実施状況
- 「宗像市子どもの権利の日」のぼり旗の掲示
- 子どもの権利関係書籍等の図書課展示
- 「子どもの権利に関する講演会」開催
- 「保育所・幼稚園・認定こども園連絡会」にて条例講座
- 11/15号市広報紙への「宗像市子どもの権利の日」記事掲載
- 「令和2年度子ども支援ボランティア養成講座」にて条例講座
- 庁内掲示板にて市職員へ「宗像市子どもの権利の日」の周知
- 「令和2年度宗像市子ども関係施設職員研修会」にて条例講座
- 家庭教育学級「メディアの落とし穴」にて条例周知

② 大人の責務（市の役割）について

- 新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言下の子ども関係施設（子育て支援センター、子育てサロン、保育所、幼稚園、認定こども園、学童保育所、プレーパーク等）の運営について
- 子どもの権利の啓発について（上記①）

③ 子どもにやさしいまちづくりについて

- 宗像市次世代育成支援対策審議会開催について
- 子どもの居場所づくり（プレーパーク、中高生の居場所づくり、放課後子ども教室等）について
- 子どもフリーDay2020 作戦会議における意見表明機会の提供について
- 子育て支援事業（子育て支援センター運営等）について
- 福岡県青少年健全育成条例に基づく立入調査等について

○宗像市子ども基本条例

平成24年3月30日

条例第13号

改正 平成25年3月28日条例第8号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 子どもの権利（第4条—第8条）

第3章 保護者、市民等、子ども関係施設及び市の役割（第9条—第12条）

第4章 子どもにやさしいまちづくり（第13条—第17条）

第5章 啓発（第18条—第20条）

第6章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復（第21条—第26条）

第7章 施策の検証（第27条）

第8章 雑則（第28条）

附則

子どもは、夢と希望に満ちた、かけがえのない存在です。また、どの子ども自分らしく健やかに成長し、伸びる可能性を持っています。

その可能性の芽を摘み取らずに成長させることが、今、大人に問われています。

子どもは、一人ひとりが権利の主体です。あらゆる差別や暴力から守られ、豊かな愛情のもとで、生き、育ち、参加する権利があります。

大人は、子どもの最善の利益を保障しなければなりません。そのためには、子どもの気持ちをしっかりと受け止め、一緒に考えたり、体験させたり、教え導いていくことが大切です。

宗像市は、昔から交通や文化の要衝の地であり、人と人のふれあいを大切にしてきたまちです。今もその精神がいきづいています。

子どもは、そのふれあいの中で、自分と同じように相手のことを大切にする心や、社会の一員としての役割やルールを学ぶことができます。

子どもが自らの可能性を伸ばし、自分の将来に夢を持てるまちは、すべての人にやさしく、希望に満ちたまちになります。

宗像市は、「子どもの権利」「大人の責務」「子どもにやさしいまち」を3つの柱とし、子どもの健やかな成長が保障されるまちづくりを、子どもも大人も共に手を取り合って進

めていくことを宣言し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利を守るために、保護者、市民等、子ども関係施設及び市の責務並びに役割を明らかにするとともに、子どもにやさしいまちづくりの推進に関する施策の基本となる事項並びに子どもの権利侵害の救済及び回復に関する事項を定めることにより、将来にわたって子どもの権利及び健やかな成長が保障されることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に住所を有する18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親又は親に代わり子どもを養育する立場にある者をいう。
- (3) 市民等 次に掲げるものをいう。ただし、第1号に規定する子ども及び市外に住所を有する18歳未満の者を除く。

ア 市内に住所を有する者

イ 市内の事務所又は事業所に勤務する者

ウ 市内の学校に在学する者

エ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

- (4) 子ども関係施設 次に掲げる施設をいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校

ウ 社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する各種施設

エ その他子どもが関係する施設

(責務)

第3条 保護者は、子どもの成長及び発達についての第一義的責任を持つことを認識し、その養育する子どもの権利を保障しなければならない。

2 市民等は、子どもに関わる場又は機会において、子どもの権利を保障しなければならない。

3 子ども関係施設の設置者、管理者及び職員（以下「施設関係者」という。）は、子ども関係施設において、子どもの権利を保障しなければならない。

- 4 市は、あらゆる施策を通じて子どもの権利を保障しなければならない。
- 5 保護者、市民等、施設関係者及び市は、前各項の責務を果たすに当たっては、お互いの立場を尊重し、協力して取り組まなければならない。

第2章 子どもの権利

(安心して生きる権利)

第4条 子どもは、安心して生きる権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 愛情及び理解をもって育まれること。
- (3) 温かい家庭の中で、家族と共に生活すること。
- (4) 平和で安全な環境の下で生活すること。
- (5) あらゆる差別及び暴力を受けず、放置されないこと。
- (6) 健全な発達を阻害する環境から守られること。

(自分らしく生きる権利)

第5条 子どもは、自分らしく生きる権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 個性が尊重され、その個性を伸ばすこと。
- (2) 自分で考え、判断し、行動すること。
- (3) プライバシーが守られること。
- (4) 子どもであることにより、不当な取扱いを受けないこと。

(豊かに育つ権利)

第6条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つ権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 学ぶこと。
- (2) 遊ぶこと。
- (3) 生活のリズムが守られること。
- (4) 良い事、悪い事及び社会のルールについてきちんと教えてもらうこと。

(意見を表明する権利)

第7条 子どもは、自ら社会に参加し、意見を表明する権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 自分の気持ち又は考えを表現するために必要なコミュニケーションの力を伸ば

す機会が得られること。

- (2) 自分の気持ち又は考えを表明し、尊重されること。
- (3) 意思決定に参加すること。
- (4) 社会参加に関して、適切な支援が受けられること。

(子どもの役割)

第8条 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同様に、他の者の権利を尊重するよう努めなければならない。

- 2 子どもは、他の者の権利を侵害する行為をしないよう努めなければならない。
- 3 子どもは、家庭又は社会の一員としての役割を果たすよう努めなければならない。

第3章 保護者、市民等、子ども関係施設及び市の役割

(保護者の役割)

第9条 保護者は、子どもの最善の利益を第一に考え、かつ、愛情をもって子どもの成長及び発達に応じた養育をしなければならない。

- 2 保護者は、子どもの年齢に応じた心身の発達に関する知識及び養育について習得するよう努めなければならない。
- 3 保護者は、子どもが基本的な生活習慣及び社会性を身に付けるよう努めなければならない。
- 4 保護者は、虐待その他の子どもの権利を侵害することをしてはならない。
- 5 保護者は、子どもの発達に有害なものから子どもを保護しなければならない。
- 6 保護者は、子どもの個性に応じ、教育を受けさせるとともに、文化、芸術又はスポーツに接する機会を作るよう努めなければならない。

(市民等の役割)

第10条 市民等は、子どもは「社会の宝」であると認識し、子どもを温かく見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めなければならない。

- 2 市民等は、地域において、子どもが意見を表明し、又は参加する機会を設けるよう努めなければならない。
- 3 市民等は、子どもが社会のルールに反する行為をしたときは、注意し、若しくは指導し、又は関係機関等に通報し、若しくは連絡しなければならない。

(子ども関係施設の役割)

第11条 子ども関係施設は、子どもの最善の利益を第一に考え、かつ、愛情をもって指導又は援助を行い、子どもを育成しなければならない。

- 2 子ども関係施設は、子どもの年齢又は個性に応じて、自主的な活動を支援しなければならない。
- 3 施設関係者は、子どもの育ち及び気持ちについて理解し、把握できる力を身に付けなくてはならない。
- 4 子ども関係施設は、いじめ等の防止に努めるとともに、相談しやすい環境を整備しなければならない。

(市の役割)

第12条 市は、子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携するとともに、必要な施策を実施しなければならない。

- 2 市は、保護者、市民等及び子ども関係施設がそれぞれの責務と役割を果たすことができるよう、必要な支援をしなければならない。
- 3 市は、子ども自ら又は保護者等を通じて、市政等に関する意見を求めるよう努めなければならない。
- 4 市は、虐待、いじめその他の子どもの権利を侵害する行為の防止及び早期発見に努めなければならない。
- 5 市は、前項の取組において被害を受けた子どもを発見したときは、その保護及び救済に努めるとともに、関係機関と協力し、必要な支援をしなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、市は、さまざまな方法を通して、子どもの権利の普及及び啓発に努めなければならない。

第4章 子どもにやさしいまちづくり

(施策の推進)

第13条 市は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりの施策を推進するため、行動計画を策定しなければならない。

- 2 市は、行動計画を策定し、又は見直すときは、第27条の次世代育成支援対策審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 市は、行動計画を策定し、又は見直したときは、速やかにその内容を公表しなければならない。

(子どもの居場所づくり)

第14条 市、市民等及び施設関係者は、地域において、子ども同士が遊び等の体験を通じ、豊かに成長できるよう、安全で安心な居場所づくりに努めなければならない。

- 2 市は、自主的に居場所づくりをしている市民等との連携を図り、その支援に努めな

ればならない。

(子どもの意見表明の機会の提供)

第15条 市は、子どもが意見表明を行うことができる機会を設けるよう努めなければならない。

(子育て支援)

第16条 市、市民等及び施設関係者は、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援しなければならない。

2 市、市民等及び施設関係者は、保護者の子育て及び仕事の両立を支援するとともに、子どもが健やかに成長できる環境づくりに努めなければならない。

(健全な発達を阻害する環境からの保護)

第17条 市、市民等及び施設関係者は、健康に有害なもの、性的虐待、過激な暴力等の有害な情報その他の子どもの健全な発達を阻害する環境から子どもを保護し、又はその環境を改善するよう努めなければならない。

第5章 啓発

(啓発)

第18条 市は、子どもの権利の普及及び啓発に努めるものとする。

(学習等への支援)

第19条 市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の場において、子どもの権利についての学習及び研修が推進されるよう、必要な教育環境の整備に努めなければならない。

2 市は、施設関係者、医師又は保健師等の子どもの権利に職務上関係のある者に対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう、研修の機会を提供するよう努めるものとする。

3 市は、子どもが自主的に行う子どもの権利についての学習等の取組に対し、必要な支援に努めるものとする。

(子どもの権利の日)

第20条 市は、子どもの権利についての関心及び理解を深めるため、宗像市子どもの権利の日(以下「権利の日」という。)を設ける。

2 権利の日は、11月20日とする。

3 市は、権利の日の趣旨にふさわしい事業を行うものとする。

第6章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復

(子どもの権利救済委員)

第21条 市は、子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その救済及び権利の回復を支援するため、宗像市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）を置く。

2 救済委員は、3人以内とする。

3 救済委員は、子どもの権利、福祉、教育等に関して知識経験を有する者のうちから、市長が選任する。

4 救済委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 救済委員は、任期の満了以外は、その意に反して職を解かれない。

6 前項の規定にかかわらず、市長は、救済委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は救済委員としてふさわしくない行為があると認める場合においては、その職を解くことができる。

（救済委員の職務）

第22条 救済委員は、次に掲げる職務を行う。

（1）子どもの権利の侵害について、子どもその他関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。

（2）権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査又は関係者間の調整をすること。

（3）子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。

（4）必要と認めるときに、子どもの権利を侵害した者に対して、是正措置を講ずるよう勧告し、又は制度等の改善を要請すること。

（5）前号の勧告又は要請に対する是正措置又は制度等の改善の状況等の報告を求めること。

2 救済委員は、前項の職務を行うに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

（1）職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。

（2）人権について十分に配慮すること。

（3）関係機関等と協力すること。

（救済委員に対する支援及び協力）

第23条 市は、救済委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援しなければならない。

2 保護者、市民等及び子ども関係施設は、救済委員の活動に協力するよう努めなければ

ならない。

(勧告又は要請への対応)

第24条 市は、救済委員から勧告又は要請を受けたときは、速やかに、その対応状況等を報告しなければならない。

2 市以外のものは、救済委員から勧告又は要請を受けたときは、速やかに、その対応状況等を報告するよう努めなければならない。

(勧告又は要請等の内容の公表)

第25条 救済委員は、必要と認めたときは、勧告若しくは要請又はその対応状況等を公表することができる。

(報告等)

第26条 救済委員は、毎年の活動状況等を市長に報告し、市民に公表する。

第7章 施策の検証

(子どもの権利の保障状況の検証)

第27条 市は、この条例による施策、行動計画の実施状況及び子どもの権利の保障状況について毎年度検証を行わなければならない。

2 前項の検証に当たっては、宗像市次世代育成支援対策審議会条例（平成25年条例第8号）に規定する宗像市次世代育成支援対策審議会に対し、諮問するものとする。

3 市長その他の執行機関は、審議会の報告又は提言を尊重し、必要な措置をとるものとする。

(平25条例8・一部改正)

第8章 雑則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第6章及び第7章の規定は平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定により策定されている計画は、この条例の相当規定に基づき策定された行動計画とみなす。

3 第22条の規定は、この規定の施行の日（以下「施行日」という。）前3年から施行日の前日までに生じた子どもの権利の侵害に関わる事項についても適用するものとする。
（準備行為）

4 第21条第3項の規定による救済委員の選任に関し必要な行為は、同項の規定の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成25年3月28日条例第8号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○宗像市子ども基本条例施行規則

平成24年12月28日

規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、宗像市子ども基本条例（平成24年宗像市条例13号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(兼職等の禁止)

第3条 条例第21条第1項に規定する宗像市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）には、次に掲げる者を選任することができない。

- (1) 衆議院議員若しくは参議院議員若しくは地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員
- (2) 市と取引関係のある法人その他の団体の役員又は救済委員の公平かつ適切な職務遂行に利害関係を有する職業の者
- (3) 市内の学校の教職員その他市の子どもの直接指導することを主たる職務とする職業等に現に従事している者又はその職を退いてから3年を経過していない者

(代表救済委員)

第4条 救済委員のうち1人を代表救済委員とし、救済委員の互選により定める。

2 代表救済委員に事故があるとき、又は代表救済委員が欠けたときは、他の救済委員がその職務を代理する。

(救済委員会議)

第5条 代表救済委員は、次に掲げる事項を協議するため、救済委員会議を招集することができる。

- (1) 救済委員の職務執行の方針に関すること。
- (2) 活動状況の報告に関すること。
- (3) その他救済委員の協議により必要と認めること。

(子どもの権利相談員)

第6条 救済委員の職務を補助するため、宗像市子どもの権利相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 条例第21条第3項及び第22条第2項並びに第3条第1号及び第2号の規定は、相

談員について準用する。

3 相談員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。
 - (2) 救済委員の補助として子どもの権利に関する調査をすること。
 - (3) 子どもの権利の普及に関すること。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、子どもの権利の救済及び回復のために必要なこと。
- (相談及び救済の申立て)

第7条 子ども、保護者、市民等及び施設関係者は、子どもの権利の侵害について相談し、又は権利の侵害からの救済を求めることができる。

2 相談又は救済の申立て（以下「申立て」という。）の受付は、救済委員及び相談員が行う。

(申立ての手続き)

第8条 救済の申立てを行おうとする者は、文書又は口頭により次に掲げる事項を申立てることとする。

- (1) 申立人の氏名、年齢、住所及び電話番号
- (2) 申立人が子どもである場合は、在学する学校、入所している施設又は勤務先の名称及び所在地
- (3) 申立ての趣旨
- (4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日
- (5) 権利の侵害の内容
- (6) 他の機関への相談等の状況

2 文書による申立ては、救済申立書（様式第1号）を用いるものとする。

3 救済委員及び相談員は、口頭による申立てがあったときは、第1項の事項について聴き取り、口頭救済申立書（様式第2号）に記録しなければならない。

(調査)

第9条 救済委員は、申立てがあった場合は、その申立てについて調査するものとする。

ただし、その申立てが次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 裁判等により確定した権利関係に関するとき。
- (2) 裁判所において争訟中又は行政庁において不服申立ての審理中である権利関係に関するとき。

- (3) 議会に請願又は陳情を行っているとき。
- (4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日から3年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときは除く。
- (5) 条例又は規則に基づく救済委員又は相談員の行為に関するとき。
- (6) 申立てに重大な偽りがあるとき。
- (7) 申立に具体的な権利の侵害が含まれないとき。
- (8) 前各号に定めるもののほか、救済委員が調査することが適当でないと認めるとき。

2 救済委員は、権利の侵害を受けた子ども又はその保護者以外の者から申立てがあった場合又は条例第22条第1項第3号の規定により調査する場合は、その子ども及び保護者の同意を得て調査しなければならない。ただし、その子どもが置かれている状況などを考慮し、救済委員がその必要がないと認めるときは、この限りではない。

3 救済委員は、第1項ただし書の規定により調査を行わない場合は、理由を付して、申立人に速やかに通知しなければならない。

(調査の中止等)

第10条 救済委員は、調査を開始した後においても、次に該当する場合は、調査を中断し、又は中止することができる。

(1) 申立てが、前条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 申立人から救済申出取下げ書(様式第3号)が提出されたとき。

2 救済委員は、前項第1号により調査を中断し、又は中止したときは、申立人及び前条第2項の同意を得た者(以下「申立人等」という。)に対して、速やかに通知しなければならない。

(市に対する調査等)

第11条 救済委員は、市に対して調査を開始するときは、あらかじめ通知しなければならない。

2 救済委員は、調査のために必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため、必要な限度において、市に資料の提出又は説明を求めることができる。

3 救済委員は、調査の結果必要があると認めるときは、権利の侵害の是正のための関係者間の調整(以下「調整」という。)をすることができる。

4 救済委員は、調査又は調整の結果について、申立人等に速やかに通知しなければならない。

(市以外のものに対する調査等)

第12条 救済委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため、必要な限度において、市以外のものに資料の提出又は説明を求めることができる。

2 救済委員は、調査の結果必要があると認めるときは、市以外のものに調整について協力を求めることができる。

3 救済委員は、調査又は調整の結果について、申立人等に速やかに通知しなければならない。

(身分証明書の提示)

第13条 救済委員及び相談員は、調査をするときは、その身分を示す証明書(様式第4号)を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(勧告などの実施)

第14条 条例第22条第1項第4号の規定に基づく勧告又は要請は、書面により行う。

2 救済委員は、勧告又は要請を行ったときは、その概要を申立人等に通知する。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

<p>救済申立書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（あて先） 宗像市子どもの権利救済委員</p> <p style="text-align: center;">（申立人）</p> <p>氏 名 _____（ 歳）</p> <p>郵便番号 _____</p> <p>住 所 等 _____</p> <p>電話番号 _____</p> <p>救済を必要とする子どもとの関係 _____</p> <p>学校、施設、勤務先等の名称及び所在地 _____</p>
<p>宗像市子ども基本条例施行規則第8条第2項の規定により、下記のとおり子どもの権利の救済を申し立てます。</p>
<p>(1) 救済を必要とする子どもの氏名等</p> <p>氏名 _____ 年齢 _____ 保護者の氏名 _____</p> <p>郵便番号 _____ 住所等 _____</p> <p>電話番号 _____ その他 _____</p>
<p>(2) 申立ての理由となった事実の概要</p> <p>①救済を求めることは、どのようなことですか。</p> <p>_____</p> <p>②いつ、どこで、起こったことですか。</p> <p>_____</p> <p>*どのような問題なのかを(6)で説明してください。</p>
<p>(3) 他の制度への相談・申立て等の有無</p> <p style="text-align: center;">[なし ・ あり]</p> <p>（ありの場合、その制度名を記入） _____</p>
<p>(4) 添付資料の有無</p> <p style="text-align: center;">[なし ・ あり（ _____ 枚）]</p>
<p>(5) 通知方法に関する希望</p> <p style="text-align: center;">[文書 ・ その他（ _____ ）]</p>
<p>(6) 申立ての理由となった問題についての説明等</p> <p style="height: 100px;"> </p>
<p>備考</p>

様式第2号（第8条関係）

口頭救済申立書 年 月 日	
宗像市子ども基本条例施行規則第8条第3項の規定により、子どもの権利の救済の申立てを口頭にて下記のとおり受け付けました。	
受付者 _____	印 _____
(1) 口頭により申し立てた者の氏名等 氏名 _____ 年齢 _____ 保護者の氏名 _____ 郵便番号 _____ 住所等 _____ 電話番号 _____ 救済を必要とする子どもとの関係 _____ 学校、施設、勤務先等の名称及び所在地 _____	
(2) 救済を必要とする子どもの氏名等 氏名 _____ 年齢 _____ 保護者の氏名 _____ 郵便番号 _____ 住所等 _____ 電話番号 _____ その他 _____	
(3) 申立ての理由となった事実の概要 ①救済を求めることは、どのようなことか。 _____ ②いつ、どこで、起こったことか。 _____ *どのような問題なのかを(7)に記述	
(4) 他の制度への相談・申立て等の有無 [なし ・ あり] (ありの場合、その制度名を記入) _____	
(5) 添付資料の有無 [なし ・ あり (枚)]	
(6) 通知方法に関する希望 [文書 ・ その他 ()]	
(7) 申立ての理由となった問題についての説明等 	
備考	

様式第3号（第10条関係）

救済申出取下げ書	年 月 日
(あて先) 宗像市子どもの権利救済委員	
(申立人)	
氏 名 _____ (歳)	
郵便番号 _____	
住 所 等 _____	
電話番号 _____	
救済を必要とする子どもとの関係 _____	
学校、施設、勤務先等の名称及び所在地 _____	
年 月 日付で申請した申立てについては、次のとおり取り下げます。	
取り下げの理由	
備考	

様式第4号（第13条関係）

1 宗像市子どもの権利救済委員

（表）

身分証明書					
号	横	2.5cm	第		
	縦	3.0cm			
職名		宗像市子どもの権利救済委員			
氏名		名			
生年月日		年	月	日	
有効期限		年	月	日	
上記の者は、宗像市子ども基本条例第21条第1項の規定に基づく宗像市子どもの権利救済委員であることを証明する。					
年 月 日					
宗 像 市 長					
印					

5.5cm

9.0cm

（裏）

宗像市子ども基本条例（抜粋）	
（子どもの権利救済委員）	
第21条 市は、子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その救済及び権利の回復を支援するため、宗像市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）を置く。	
（救済委員の職務）	
第22条 救済委員は、次に掲げる職務を行う。	
(1) 子どもの権利の侵害について、子どもその他関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。	
(2) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査又は関係者間の調整をすること。	
(3) 子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。	
(4) 必要と認めるときに、子どもの権利を侵害した者に対して、是正措置を講ずるよう勧告し、又は制度等の改善を要請すること。	
(5) 前号の勧告又は要請に対する是正措置又は制度等の改善の状況等の報告を求めること。	

2 宗像市子どもの権利相談員

(表)

	身分証明証		第
	号	横 2.5cm 縦 3.0cm	
5.5cm	職 名 氏 名	宗像市子どもの権利相談員	
	生年月日	年 月 日	
	上記の者は、宗像市子ども基本条例施行規則第6条第1項の規定に基づき宗像市子どもの権利相談員であることを証明する。		
	年 月 日	宗 像 市 長	
	印		

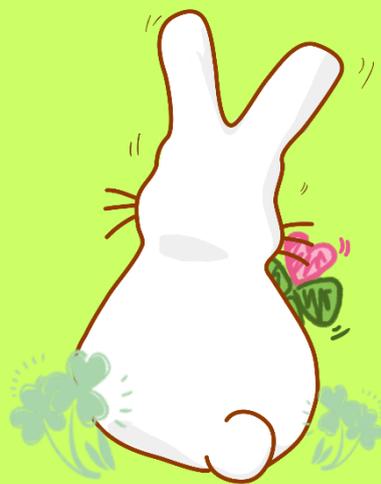
9.0cm

(裏)

宗像市子ども基本条例施行規則（抜粋）
<p>(子どもの権利相談員)</p> <p>第6条 救済委員の職務を補助するため、宗像市子どもの権利相談員（以下「相談員」という。）を置く。</p> <p>2 略</p> <p>3 相談員は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1)権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。</p> <p>(2)救済委員の補助として子どもの権利に関する調査をすること。</p> <p>(3)子どもの権利の普及に関すること。</p> <p>(4)前3号に定めるもののほか、子どもの権利の救済及び回復のために必要なこと。</p>

令和2年度子どもの権利救済委員・相談員・事務局員名簿

職名	氏名	職業等
子どもの権利代表救済委員	小坂 昌司	弁護士 (福岡県弁護士会)
子どもの権利救済委員	栄留 里美	社会福祉士 (大分大学 助教)
子どもの権利救済委員	河内 祥子	教育関係者 (福岡教育大学 教授)
子どもの権利相談員	中川 誠也	臨床心理士 公認心理師
	爲國 仁美	教員免許所持者
	安達 和美 (2020年6月～)	社会福祉士
事務局員	高倉 庸輔	子ども支援課長
	萩野 賢教	子ども支援課主幹兼子ども相談係長
	幸住 瑠璃	子ども支援課子ども相談係



『ふくちゃん』は子どもたちが応募した作品の中から子どもたちの投票によって選ばれました。『ふくちゃん』には、“全ての子どもたちに福ふくが来るように”という願いが込められています。

令和2年度 宗像市子どもの権利救済・回復活動報告書

令和3年9月発行

発行 : 宗像市子どもの権利救済委員・むなかた子どもの権利相談室
住所 : 〒811-3492
福岡県宗像市東郷一丁目1番1号（宗像市役所西館1階）
電話 : 0940-36-9094
FAX : 0940-37-3046
子ども専用フリーダイヤル : 0120-968-487
宗像市公式ホームページ : <http://www.city.munakata.lg.jp>